

令和元年第3回

おいらせ町議会定例会

会議録第3号

おいらせ町議会 令和元年第3回定例会記録

おいらせ町議会 令和元年第3回定例会記録				
招集年月日	令和元年9月10日(火)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和元年9月10日 午前10時00分 議長宣告			
散 会	令和元年9月10日 午後 3時13分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	佐々木 勝	2 番	澤 上 勝
	3 番	澤 上 訓	4 番	木 村 忠 一
	5 番	田 中 正 一	6 番	日野口 和 子
	7 番	平 野 敏 彦	8 番	馬 場 正 治
	9 番	沼 端 務	10 番	吉 村 敏 文
	11 番	澤 頭 好 孝	12 番	柏 崎 利 信
	13 番	西 館 芳 信	14 番	松 林 義 光
	15 番	檜 山 忠	16 番	西 館 秀 雄
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	15名			
欠 席 議 員	8 番	馬 場 正 治		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	泉 山 裕 一	政 策 推 進 課 長	成 田 光 寿
	財 政 管 財 課 長	岡 本 啓 一	ま ち づ く り 防 災 課 長	三 村 俊 介
	税 務 課 長	福 田 輝 雄	町 民 課 長	澤 頭 則 光
	環 境 保 健 課 長	柏 崎 勝 徳	介 護 福 祉 課 長	田 中 淳 也
	農 林 水 産 課 長	赤 坂 千 敏	商 工 観 光 課 長	久 保 田 優 治
	地 域 整 備 課 長	西 館 道 幸	会 計 管 理 者	佐 々 木 拓 仁
	病 院 事 務 長	田 中 貴 重	教 育 委 員 会 教 育 長	松 林 義 一
	学 務 課 長	柏 崎 和 紀	社 会 教 育 ・ 体 育 課 長	松 山 公 士
	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	相 坂 一 男	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	泉 山 裕 一
	農 業 委 員 会 事 務 局 長	赤 坂 千 敏	監 査 委 員	柏 崎 堅 一
	監 査 委 員 事 務 局 長	小 向 正 志	農 業 委 員 会 会 長	大 川 義 博

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	小 向 正 志	事務局 次 長	高 橋 勝 江
	主任 主 査	袴 田 光 雄		
町 長 提 出 議 案 の 題 目	1 議案第56号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について		
	2 議案第57号	おいらせ町森林環境整備基金条例の制定について		
	3 議案第58号	おいらせ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償額に関する条例の一部を改正する条例について		
	4 議案第59号	おいらせ町消防団条例の一部を改正する条例について		
	5 議案第60号	おいらせ町印鑑条例の一部を改正する条例について		
	6 議案第61号	おいらせ町地域産業振興基金条例の廃止について		
	7 議案第62号	職員用クライアント機器更新契約の締結について		
	8 議案第63号	除雪ドーザ（11t級）購入契約の締結について		
	9 議案第64号	令和元年度おいらせ町一般会計補正予算（第2号）について		
	10 議案第65号	令和元年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について		
	11 議案第66号	令和元年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）について		
	12 議案第67号	令和元年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について		
	13 議案第68号	令和元年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について		
	14 議案第69号	令和元年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第2号）について		
	15 議案第70号	令和元年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について		
	16 議案第71号	令和元年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第1号）について		
議 員 提 出 議 案 の 題 目				
開 議	午前10時00分			
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。（別添付）			
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。			
	7 番 平 野 敏 彦 議 員			
	9 番 沼 端 務 議 員			

議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開議宣告	事務局長 (小向正志君)	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。ご着席ください。
	西館議長	おはようございます。 ただいまの出席議員数は15人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 なお、8番、馬場正治議員は欠席であります。 (開会時刻 午前10時00分)
答弁	西館議長	ここで、総務課長より、2席、7番、平野議員からの一般質問の再質問について答弁漏れがあり、答弁したいとの申し出がありましたので、これを許します。 総務課長。
	総務課長 (泉山裕一君)	2席、7番、平野議員の一般質問の中で、質問事項、行政組織見直しについての中で、本庁舎及び分庁舎の1キロ圏内の人口は何人なのかという質問に対して答弁いたします。 本庁舎の場合は、5町内会で人口は2,277人になります。分庁舎については、17町内会で人口は3,918人になります。 なお、この人口は、1キロ圏内の円内部の人口ではなく、一部でもかかった町内会で住宅がある場合の町内会の人口を集計しておりますので、ご了承ください。 後刻答弁になりましたこととおわびするとともに、今後答弁できるよう努力していきたいと思っております。以上になります。
議事日程報告	西館議長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
	西館議長	日程第1、議案第56号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

<p>当局の説明</p>	<p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>当局の説明を求めます。 総務課長。</p> <p>それでは、議案第56号についてご説明申し上げます。 議案書の11ページから17ページ、新旧対照表は73ページから81ページになります。</p> <p>本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年度から始まる会計年度任用職員制度について、町関係条例の一部改正等を行うため提案するのであります。</p> <p>改正内容は、臨時職員等に関する任用、服務、その他の人事及び給与に関する制度が抜本的に見直されるため、おいらせ町職員定数条例を含む関連する11条例の一部改正または廃止を行うものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 7番、平野敏彦議員。</p>
<p>質疑</p>	<p>7番 (平野敏彦君)</p>	<p>おはようございます。7番、平野です。 私は、この条例第7条のところ、別表第2表に区分があつて報酬額がありますけれども、これの説明資料として77ページに特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償額に関する条例、新旧対照表がありますけれども、これを見ますと、明るい選挙推進協議会委員、明るい選挙推進員、それから行政推進委員、国際交流員と、改正後になくなっているのがあるんですけども、この組織、今まで報酬が支払われてあったんですけども、組織的な部分は多分継続されてあると思いますけれども、報酬の支給はないということで理解をしいのか、組織的な部分というのもなくなるのか、この2点お伺いします。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>総務課長。</p>
<p>答弁</p>	<p>総務課長</p>	<p>質問にお答えいたします。</p>

	(泉山裕一君)	<p>まず、行政推進委員に関してみれば、ご存じかと思えますけれども、令和2年3月末で廃止という形になります。そのほか、明るい選挙推進協議会の委員という形になりますけれども、こちらは組織的に継続するものもございます。ただし、会計年度任用職員の部類になかなか合わない部分もありますので、今度は謝金の支払いをする予定ということで、現在整理をしている段階です。全部はまだ整理がついていない状況もございます。</p> <p>また、地域農業再生協議会とか放課後子ども教室のコーディネーターなど、全協の資料でもご説明したとおり、他市町村の状況を見て決定していかなければならない部分もございますので、ご了承いただきたいと思えます。以上になります。</p>
質疑	西館議長 7番 (平野敏彦君)	<p>7番。</p> <p>この条例は令和2年4月1日から施行するという事になっているわけで、今これが承認されればこの形で4月から施行されるわけですから、この辺の対応というのは、新旧対照表が出ているわけで、これらの扱いというのはちゃんとした形で私は議会に説明あってよかったんじゃないかなという気がしていますけれども、前の説明の資料でも同じ、全協のときも同じ形で出ていますから。</p> <p>行政推進委員が廃止というのは新聞等でも出ていますから、それはわかっているわけです。その他の部分というのは、環境美化指導員とか国民健康保険おいらせ病院の嘱託員ですか、これはちょっとどういう意味かわかりませんが、それから介護福祉士とか重度の適正化あっせん委員とかってあるんですけども、これらは報酬が支払われない、支給されないということで、今、総務課長が言った謝金の支払いというのはどういう意味なんですか。講師でもないんじゃないかなと思うんですけども、変わる形で支給するという意味ですか。</p>
答弁	西館議長 総務課長 (泉山裕一君)	<p>総務課長。</p> <p>今こちらの新旧対照表に載っている改正案なんですけれども、こちらは地方公務員法の改正に伴いまして、特別の非常勤職とい</p>

		<p>うのが限定列挙されました。これに伴って、第3条第3項の中に全部列挙されているもの自体は改正案として残っております。ただ、こちらの改正案以外のものというのが今度どうしても報酬側の会計年度任用職員、違いますね、新地公法第3条第3項の規定の中に合致しないものですから、何らかの形で報酬を払わなければならないというものになります。ですから、今のところ多分謝金で払うような方向性にシフトしていきたいということで、確定したものもございますし、未確定のものは他の市町村を調査しながら決定していきたいと思っております。以上になります。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長 7番 (平野敏彦君)</p>	<p>7番。</p> <p>私は、報酬はちゃんと、定められた部分については、報酬はちゃんと予算上も1節報酬があるわけですが、謝金はそれなりに、こういう組織の中に出す謝金というのは当たっているのかなど、支払いの仕方は今の考え方でいいのか。1節から28節まである節の扱いからいったら、こういう委員に対する前の金額と同じような形の謝金の支払いというのは適正だと思いますか、財政課長、どう思いますか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長 財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>財政管財課長。</p> <p>ただいまの平野議員からのご質問にお答えいたします。</p> <p>地方公務員法の改正につきましては、私も昨年総務課にいましたので、大卒の話は大体把握しているつもりです。</p> <p>今回、地方公務員法改正の趣旨につきましては、さまざまな非常勤特別職、今まで市町村がそのように遇してきたものについて、厳格化、総務課長から話がありましたように、厳格化しますというのが一つでございます。</p> <p>つきましては、それから外れた、今の新旧対照表から外れた、委員もそれに入るかと思うんですけども、それについては、それこそ委員をなくするのか、それとも、もう一つは今総務課長が言ったように謝金を払うか、金額についてはそれこそ市町村が独自に検討していかなければならないことかと思っておりますけれども、その際の位置づけについては、今までの非常勤特別職があくまで</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>職員に対しての労務に対する対価として支払われるものに対して、謝金についてはあくまで私人に対して何か労務を働いてくれたことに対するお礼といった位置づけで支払われるということになるものでございます。</p> <p>ただ、今までの経緯を考えると、今回の改正、急に上がったり下がったりというのは今のところは考えられないのかなということは考えていました。</p> <p>総務課長が何回も言ったことを拾って申しわけないんですけども、今、地公法改正で全国みんなのところで検討していますので、例えばうちと同じ委員があって、例えばおいらせ町はこのように遇するのにはほかの市町村ではこうだということを後になってわかるのはまずいので、今確認しながら進めなければならないという状況にあると考えていました。以上です。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>13番、西館芳信議員。</p> <p>13番、西館です。</p> <p>今回の改正、全体として働く人の労働環境、労働条件というのが少しでも改善されるということには何ら異存はありませんし、うれしいことだと思います。</p> <p>ただ、今までいろいろ感じてきた、そういう時流に反して一つだけ全く考えられていないというのがありまして、私なりにね、それは会計年度任用職員という言葉が一番最初に、今の論議の中でも出てくるように、会計年度だけ、1年だけ、単年度で雇用するという、このやり方というのが果たしていいものだろうか考えるわけでありまして。やはり労働者は安んじて一定の身分が保障される、そして今までの臨時職員の人たちを見ますと極めてまじめに、そして役所で働けるんだという気概を持って来る、その人たちが皆、当面どういうふうにして自分の生活をやっていくのかというそれなりの組み立てがあるはずで、それを1年でばんばん切ってしまうというのは私はいかがなものかと。</p> <p>今、地公法の改正によってそれが厳格化されるあるいは統計づけられるという趣旨の岡本課長の話なだけけれども、私は思い切って、成田町長に、ほかはどうであれ、違法でないのであれば、</p>
-----------	---------------------------------------	--

		<p>私どもが全国に先駆けて、地公法に抵触しないのであれば臨時職でも3年ぐらい最低任期で雇用したほうが、労働者としての権利、それから環境を整備してやることにつながるのではないかと、ぜひそういうことをお願いしたいなと思うわけですが、どうでしょうか。町長、担当の方、私の言うことはちょっと余りにも唐突で難しいと考えますか、それともよくよくだという考えで答弁できるのか、その辺よろしくお願いします。</p>
答弁	<p>西館議長 総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>地公法の中では1会計年度約1年間という縛りがございますので、そちらで運用する形になります。</p> <p>ただ、同じ職員がそのところで次継続ができないのかというのは、それは別段、継続できないというわけではございません。その間の中には、1会計年度の中で改めて競争試験または特例で選考、面接なんかによる選考を受けた上でまた次の年も採用されるという場合もございます。ですから、採用されている間は必ず1会計年度で切れることにはなりますけれども、継続して何年間か働く会計年度職員の方が出てくる可能性は私はあるものと思っております。以上になります。</p>
質疑	<p>西館議長 13番 (西館芳信君)</p>	<p>13番。</p> <p>今の答弁、本当に大筋で理解はできます。</p> <p>ただ、果たして、1回雇用されて、そしてまた1年後という短期の間にまた試験受けなきゃならない、そしてその試験を受けなきゃならないということよりも、また復職できる蓋然性というか、確率というか、そういうのを考えていろいろ、それは職を求める人たちが皆そうなのかもしれないけれども、やはり1年ごとというのは、安んじてという言葉で労働基準法でもあるいはその他の法令でもそういうことは言われているところでありまして、やはりその辺を本当に保障してやればと、私はやるべきだと私自身は考えます。特に答弁はよろしいです。あくまでも、できるかもしれないというんだからいいんじゃないかということにはならないと思います。答弁はよろしいです。ありがとうございます。</p>

質疑	西館議長	ました。
	3番 (澤上 訓君)	次に、3番、澤上 訓議員。 私は、1点だけ確認です。 第7条の特別職のところなんですけれども、先ほど報酬から謝礼金に変わるといった委員に関しては、行き帰りの例えば交通、途中で事故が起きたとか、それから活動するためのイベントやったり何かして、そこへ行くまでに事故を起こしたとかそういったものの補償というものはどうなっているのかを確認したいと思います。
答弁	西館議長	総務課長。
	総務課長 (泉山裕一君)	今度、会計年度職員の場合は総務課である程度対応することになりますけれども、その謝礼金になった、謝礼金のほうに行く各委員の方々、そちらに関してみれば今度個々に規則である程度定めていきます。その規則で定めたところの課のところでは保険とかそういうものを掛けるような形になります。以上になります。
	西館議長 (議員席)	ほかにございませんか。 **なしの声**
	西館議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。 討論ありませんか。 **なしの声**
	西館議長 (議員席)	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第56号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**
	西館議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	西館議長	日程第2、議案第57号、おいらせ町森林環境整備基金条例の

<p>当局の説明</p>	<p>農林水産課長 (赤坂千敏君)</p>	<p>制定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>農林水産課長。</p> <p>それでは、議案第57号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の18ページから20ページをごらんください。</p> <p>本案は、森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、本年度から町へ譲与される森林環境譲与税について、基金へ積み立てするため、条例を制定するものです。</p> <p>19ページをごらんください。</p> <p>条例の主な内容は、第1条では、おいらせ町における森林環境整備及びその促進に関する施策や木材利用の促進に要する経費に充てることを目的とした設置規定となっております。</p> <p>第2条では、森林環境譲与税を基金の原資とする旨を定めております。</p> <p>第6条では、森林環境整備及びその促進や森林経営管理制度、木材利用の促進などに関する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り処分できる旨を定めております。</p> <p>なお、条例の施行日は公布の日としております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>西舘議長</p> <p>15番 (檜山 忠君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>15番、檜山 忠議員。</p> <p>15番、檜山です。</p> <p>この環境整備基金ですけれども、これは森林を持っている人であれば誰でもがこれを受けられると考えてよろしいんですか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西舘議長</p> <p>農林水産課長 (赤坂千敏君)</p>	<p>農林水産課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>森林所有者に対しての、これから森林整備をしていくための法</p>

		<p>律となっておりますので、森林所有者に対しての制度となっております。以上です。</p>
	西館議長	15番。
質疑	15番 (檜山 忠君)	<p>じゃそれを受けるために今度はいろいろ手続等のそれらも出てくると思いますけれども、それらが運用できるような状態になるのはいつからですか。これの次の、来年いつからですか。</p>
	西館議長	農林水産課長。
答弁	農林水産課長 (赤坂千敏君)	<p>お答えします。</p> <p>こちらで今考えていることは、森林環境譲与税が今年度から町に交付されますけれども、あと3年ほどをめどに意向調査、森林所有者に対しての意向調査と森林を直接調査するための費用に充てていきたいと考えておりますので、大体3年をめどに進めていきたいと考えております。以上です。</p>
	西館議長	15番。
質疑	15番 (檜山 忠君)	<p>いろいろ時間的な問題もあると思いますけれども、それらを十分告知する方法等を考えて、それぞれが活用できるような体制をとっていただきたいと思います。以上です。</p>
	西館議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>13番、西館芳信議員。</p>
質疑	13番 (西館芳信君)	<p>13番、西館です。</p> <p>今、15番議員とのやりとり聞きました。森林所有者に対して云々ということでしたけれども、私の記憶では、当初たしか国民一律1,000円と私は記憶していたんだけど、それがいつの間にか、ほかのほうを見たら個人住民税の資産均等割の部分に並行してとか一緒にしてとかという記載もあって、全くわけがわからなくなったところさ今のやりとりがあったんですよ。</p> <p>ここはどう考えれば、税額、私たちが受ける制度じゃなく、私</p>

	<p>西館議長</p> <p>税務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>たちが納めなければならない制度と私は思うんですが、幾ら、どういふ人たちが、一般の町民、一律皆さん1,000円ずつじゃないのであれば、本当に森林所有者の人たちがそれぞれの実情に応じて負担するということがいいですか、そこをまず最初に確認したいと思います。</p> <p>税務課長。</p> <p>今のご質問にお答えいたします。</p> <p>西館議員がおっしゃる国民負担というのは、平成36年度、令和にしますと令和6年度から個人住民税の均等割と一緒に国税として徴収していくという制度になっております。</p> <p>何で令和6年度からといいますと、令和5年度まで、今、西館議員がおっしゃったとおり、個人住民税の均等割に災害復興の部分で1,000円加算されているものがなくなるのが令和5年になっていましたので、それがなくなった次の年から環境譲与税を国税として、森林環境税として国民1人当たりから1,000円ずつ徴収するという制度になっています。</p> <p>今回、基金の制定の背景には、それを前倒して譲与税が今年度から各市町村に配付されるというものになっておりますので、その部分の制度の進め方という形になっておりましたので、ご理解いただければと思います。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>13番。</p> <p>そうしますと、個人の森林所有者が幾ら持っていたとかなんとかというのは、特に考慮しないということでもいいんですね。</p> <p>私はてっきり、それを考慮するのであれば、じゃどういうふうにしてその森林を判断するんだと。例えば私たちの資産証明書とか見れば、山林ということで書いてあれば山林ということではっきりとそれが定義づけされて、樹木で、これで払っていけばいいんだというのがわかるけれども、森林というのは何をもって森林とするかというのは多分森林法の規定だと思うんだけど、この辺、何ら問擬しなくてもいいということになるわけですね、わかりました。</p>

		<p>それから、そうしますと、第6条に関する質問ですけれども、森林経営管理制度だとか森林環境整備、これは市町村が主体となって進めるという事業になるかと思えます。我が町ではこれはどういう形態、どういう事業を想定しておりますか。そして、市町村が前面に、こういう事業が出てきたとき、はたと考えたんですが、そうすると今まで私たちがよくなじみで森林組合にいろいろお世話になってきたけれども、森林組合というのは、どうなるべというはおかしいんだけど、森林組合のこの法律の中における位置づけというのはどう考えればいいのかなという思いもいたしたものですから、そこをお願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長 農林水産課長 (赤坂千敏君)</p>	<p>農林水産課長。 お答えします。 まず事業は3年をめどにというお答えをしましたがけれども、環境譲与税自体が少額なものですから、3年ぐらい積み立てをして、それから森林組合等あるいは森林事業者等に意向調査の対象となる森林を調査してもらうということになります。そのための積み立てということで進めていきますけれども、市町村とすれば、町とすれば、今後森林の調査、そして調査を受けて今度計画を、森林経営管理計画を立てていくわけですけれども、そういった形で進めながら、今回の譲与税を使用しながら進めていきたいと考えております。 森林組合に関しては、今後の森林の調査に向けてご協力をいただくこととなります。以上です。</p>
	<p>西館議長 13番 (西館芳信君)</p>	<p>13番。 13番、西館です。 譲与税の中から今の補正予算で183万円、確かに計上されておりました。これは今後も183万円程度で年々推移すると、同じようなことで推移するというのであれば、私は大した、単年度、それが続く、継続するのであれば、単年度じゃなくて年度ごとに継続していくのであれば、1年に180万円前後の事業であれば、こういう事業の割には大したことは望めないなと思っ</p>

答弁		<p>ております。町が単独でやってもいいし、あるいはまた今みたいに森林組合にこれをやってくださいと委託してもいいという規定になっておるわけですから、それはそれで結構なんですけど、183万円程度で今後またずっとそれが推移していくと考えるとよろしいですか。</p> <p>それから、結構森林も所有者不明あるいはお金を取れないようなところもたくさんありますよね。そういうことなんかも何か今のところ対策として出てきていますか。それともまだ3年もあるということで、そっちはそっちということになっていきますか、そこをお願いします。</p>
	西館議長	農林水産課長。
	農林水産課長 (赤坂千敏君)	<p>お答えします。</p> <p>環境譲与税に関しては83万円がずっとこのまま推移していくものと考えております、183万円ですね。大体それぐらいの金額がずっと続いていくということだと感じております。</p> <p>それから、森林所有者不明に関しては、公示をして県知事の裁定を受けて経営管理権を取得して進めていくということで進めていきたいと考えております。以上です。</p>
	西館議長 (議員席)	ほかにございませんか。 **なしの声**
	西館議長 (議員席)	<p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	西館議長 (議員席)	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第57号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	西館議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>

	西館議長	<p>日程第3、議案第58号、おいらせ町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償額に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
当局の説明	<p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>それでは、議案第58号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の21ページ、22ページ、新旧対照表は82ページになります。</p> <p>本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、選挙長等の報酬額を改正するため、提案するものであります。</p> <p>改正内容は、最近の物価変動等を踏まえた投票所経費等の基準額の改定にあわせて、選挙長等の報酬額を月額100円から200円増額するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	西館議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>13番、西館芳信議員。</p>
質疑	13番 (西館芳信君)	<p>ここの下に、提案理由の中に、選挙長の報酬額と出てきて、ここではたと思ったんですが、20年以上も選挙に関係してきて、実は選挙長というか、選挙長に関しては選挙管理委員長がやっているもんだなとずっと思っていたら、公職選挙法上はちゃんと系統づけられて、選挙長は選挙長、裁判なんかでも裁判長はその所長と違うわけですから、事件ごと、こっちは選挙ごとという感じでやっているかと思えますけれども、そうすると、本来は選挙長と選挙管理委員長をはっきりと区分けして、そこに報酬も、報酬というか、それも生じて、ちゃんと消化されなければならないということだけれども、この選挙長の職を選挙管理委員長が兼務してやってしまえば、今までは、ここの報酬を決めるということになっていたけれども、この処理はどうしてらったんべなという、そこをちょこっと思ったもんですから、会計担当者尋ね</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>たいです。</p> <p>総務課長。</p> <p>まず選挙管理委員会の委員長は月額報酬になっております。選挙長の場合は、今の改正前については日額になっておりますので、日額と月額で区分してお支払いしております。</p> <p>以上になります。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>13番。</p> <p>私の質問の趣旨は、これを見て、選挙長の日額が結構低いものだということを感じただけけれども、それはそれでいいんだけど、本来、選挙長というのはどういう範囲の中から選ばれているのか、本当は聞きたいところなんだけれども、今は選挙管理委員会の中で選ばれて、そしてその選挙長の職を選挙管理委員長がやっていると聞いております。そうすると、この選挙長の日額はどういう処理の仕方をされてきたのかということなんですよ。私の質問わかるかな。わかるでしょう、別にそんなに難しいことじゃないんだから。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>申しわけございません。ちょっとお時間いただきました。</p> <p>まず選挙管理委員会の委員長に関しては、定例会と選挙管理委員会に必要な業務に関しては出席しておりますので、そちらでお支払いいたします。</p> <p>選挙長に関してみれば、選挙管理委員会の中で、その選挙に対して、町の選挙になりますけれども、選挙長を誰にするのかという事で決めております。</p> <p>その選挙長の日額報酬に関してみれば、あくまでもその選挙の部分に携わる部分でお支払いしています。その月の中で、じゃ二重にお支払いしているのかといえば、こちらでは区分されているものと認識しておりますけれども、確かに同じ選挙管理委員会の委員長が選挙長になると委員長としての報酬と選挙長としての</p>

当局の説明	西館議長 (議員席)	日額報酬、両方をいただいているような形になっております。 以上になります。
	西館議長 (議員席)	ほかにございませんか。 **なしの声**
	西館議長 (議員席)	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。 討論ありませんか。 **なしの声**
	西館議長 (議員席)	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第58号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**
	西館議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	まちづくり防災課長 (三村俊介)	日程第4、議案第59号、おいらせ町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 まちづくり防災課長。 それでは、議案第59号についてご説明申し上げます。 議案書の23ページから24ページをごらんください。 新旧対照表は83ページになります。 本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「一括法」といいます）の制定を踏まえ、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人または被保佐人であることを理由に不当に差別されることのないよう、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等、いわゆる欠格条項等を設けている制度について改正を検討するよう求められたことから、当町の消防団条例についても所要の改正を行うものです。 改正の内容についてですが、一括法の中で地方公務員法の一部が改正されたことから、令和元年6月26日付消防庁通知におい

		<p>て、市町村の消防団条例についても改正を検討するよう通知があったことを踏まえ、当町の消防団条例において、成年被後見人等が消防団員となれないとする規定を削除するものです。</p> <p>次に、83ページをごらんください。</p> <p>条例第8条中第1号、成年被後見人または被保佐人を削り、第2号を第1号とし、第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、第3号を第2号とし、第4号を第3号とします。</p> <p>なお、この条例は令和元年10月1日から施行します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>7番 (平野敏彦君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>7番、平野敏彦議員。</p> <p>今の説明を聞いて、成年被後見人でも今度消防団員になれるという法律改正になっているように解釈しますが、そういう消防団活動については支障がないという判断でこれが改正されてあるのか。</p> <p>それと、免職のところでは「懲戒免職の処分を受け」とありますけれども、これは懲戒免職というのは、例えば勤務している人が懲戒免職と、例えばそういう職種の違いもあると思いますけれども、当てはまる職種というのはどういう職種があるかお知らせいただきたいと思います。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>まちづくり防災課長 (三村俊介)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>2点ほどご質問いただきました。</p> <p>まず1点目でございますけれども、この成年被後見人の改正につきましては、これは先ほど説明した一括法の中で地方公務員法の改正があります。その地方公務員法の中で、成年被後見人の部分、欠格条項が削除されたということで、それに準ずる消防団の条例についても改正していくということで、町で判断して改正するものでございます。</p> <p>これにつきましては、法律の改正に伴って直接影響を受けるも</p>

		<p>のと受けないものとありまして、直接受けないということで、この消防団条例の改正につきましては、あくまでも市町村の判断において改正するか、あるいは施行日をいつにするかというのを消防組織法から助言ということでもいただいております。それに基づいてこちらで検討した結果、消防団条例の欠格条項を削除するという判断したものでございます。</p> <p>2点目の消防団条例の中の免職ですね、これは先ほどの改正の中では免職と記載されておりましたが、これを懲戒免職と改めるんですけれども、そもそも免職というのは懲戒免職という意味でございます。国からも今の改正にあわせて改正したらどうかという助言があったことから、懲戒免職と明確にしたものでありまして、その対象になる職員ということだったんですけれども、勤務している人かどうかということなんですが、消防団条例第7条にありますけれども、これは消防団が懲戒処分を受けた場合ということになります。一般の職員ではなくて、消防団が懲戒処分を受けたものはこういう懲戒処分の対象になるということで、限定されております。</p> <p>以上で終わります。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>13番、西館芳信議員。</p> <p>まず最初に、現段階で消防団になりたいといった場合や、あなたは消防団になれないんだよという欠格条項のほかにも、どういう判断、なれないということ、全ての人たちをそのまま受け入れるわけにはいかないでしょうから、もしなれないよということがあるとしたら、それはどういう基準によるものですか。それを一つお願いします。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>まちづくり防災課長 (三村俊介)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>消防団条例第8条、欠格条項によりますと、消防団員になれない場合、これは成年被後見人または被保佐人、禁固刑の刑に処され、その執行あるまでの者またはその執行を受けることがなくなるまでの者、前項の規定、前項は懲戒規定ですけれども、これの</p>

		<p>規定によって免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者、6カ月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者、以上の4項に該当する者が欠格条項に該当して消防団員になれないこととなります。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>13番。</p> <p>欠格条項以外にあるとしたらという思いだったんだけど、恐らくそこは答弁するに難しいのかなと思います。これは消防庁だか消防法のなんとかの指導だかなんとかを受けてという課長の答弁でしたけれども、これはこのような形で、全国一律とはいわなくても、国から来て、それを受けて各市町村で受け入れ可能なところは受け入れてやっているということなんですね。</p> <p>それから、私はやはり意思能力が欠けている人たちを社会が不当に差別したりするのはよくないことだけれども、今まで大概それは合理的な判断でなかったのかなと思います。やはり社会の福祉を制限するというので、あるいは基本的人権、その辺の照らし合わせというのは大切だけれども、例えば消防で現場に行くと消火作業なんかするとしたら、そこにはやはり瞬時にいろいろ判断して自分の力で動かなきゃならないという場面が想定される、組織であっても個人であってもそこは一定の何というか、目的のために抜きなくやらなきゃならない、しなきゃならないということがあるわけですし、かえって、こういうことだからだめなんですよと言ってそこから保護してやるのもまた私は一つのあり方でないのかなと思います。私自身は思います。</p> <p>これ一律、それこそもう一回、国の方針でこういうふうにはほとんどの自治体がこれに右倣えしたのかどうか、その辺の動向をあわせてお願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>まちづくり防災課長 (三村俊介)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>まず最後の質問ですね。国の動向に合わせて各市町村が一律に消防団条例を改正するのかということですが、国の動向までは調べてないんですけれども、国全体です、上十三地区と三八地区の市町村に確認したところ、6市町村が今の9月定例会</p>

		<p>で改正予定と、2町が12月定例会で改正予定、7市町村が対応を検討中という状況でございます、6市町村プラス2町村ですから8市町村は、国、消防組織法の技術的助言を受け入れて改正するという事になっております。</p> <p>次に、消防団の関係で、先ほどの今回の法律改正の中に実はこの欠格条項の削除ともう1点ありまして、それは一律に排除する制度、規定等を設けている各制度について、一律に削除するのではなくて、心身等の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定、個別審査規定というんですけれども、これに適正化するよにということでございます。ですので、消防団の中でも、欠格条項からは削除するものの、分限規定と個別審査規定もありますので、そちらで、団の中で消防活動に支障があるかどうかとか能力が不足しているかどうか調べた上で対応していくと、個別に判断していくということになります。以上でございます。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>13番。</p> <p>私が今質問しようとしたことを既に答えてもらったんですけども、なぜ一番最初に、確かめたかったのは、全国との整合性ということ、それでいいのかということを確認したかった。そして、整合性があるのであれば、合理的な理由があるのであれば、これを入れる入れないというのをそれなりに考えて、入れないとしても個別審査規定をちゃんと設けて、そして一人一人、無理だよ、あれだという審査をやっていくんですかと、この町はやっていくんですかというのが私の最終的な質問でしたけれども、今そういうところもありますということでしたけれども、我が町はそれを考えていますか、やろうとしていますか。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>まちづくり防災課長 (三村俊介)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>町として、消防団から、団長から推薦願が出された際には、そういう今までの年齢要件とかさまざまとあわせて、今の欠格条項ですとか、あるいは受理した際の先ほどの個別審査規定も含めて対応していくということで考えております。</p>

当局の説明	西館議長 (議員席)	ほかにございませんか。 **なしの声**
	西館議長 (議員席)	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。 討論ありませんか。 **なしの声**
	西館議長 (議員席)	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第59号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**
	西館議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	西館議長	日程第5、議案第60号、おいらせ町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町民課長。
	町民課長 (澤頭則光君)	では、議案第60号につきましてご説明申し上げます。 議案書では25ページから27ページ、参考資料は84ページから85ページになります。25ページをごらんください。 本案は、住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部改正がありました。これに準拠して定めた本条例に所要の改正を行うため、提案するものであります。 改正条文の説明の前に、改正の概要、背景などについて説明いたします。 現在、社会におきまして、主に結婚後も旧姓、いわゆる婚姻前の名字を使用しながら活動する女性が増加している状況下にあります。さまざまな活動の場面で旧姓を使用しやすくするという女性活躍推進の観点から、今回、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令が公布され、まずは住民票において現在使用している氏名と旧姓を併記することが本年11月5日から可能になる予定であります。

		<p>一方で、町の印鑑登録証明の事務に関しては、国の印鑑登録証明事務処理要領に準拠し町の印鑑条例を定め、事務手続を進めております。</p> <p>今回、国の事務処理要領が上位法改正に対応するように改正されたため、町印鑑条例の改正を行うものです。町の印鑑登録証明におきましても、11月5日より届け出を行えば旧姓の併記を可能とするものです。</p> <p>それでは、条文の変更点、概要説明については新旧対照表で行いますので、84ページをお開きください。</p> <p>条文説明の前ですが、一部文言の説明をいたします。</p> <p>前段の説明では、一般的に使用されている旧姓と表現し説明しておりましたが、改正条例の条文では「旧姓」は「旧氏」と表記しております。</p> <p>なお、旧氏の漢字は、新旧の「旧」に氏名の「氏」となります。では、条文説明に移ります。</p> <p>旧氏の併記に関する関係条文の整理については、84ページ、改正案中、印鑑登録の不受理に関する条文である第4条関係第1号と第2号、下段にあります印鑑登録に関する条文である第6条第4号、85ページに移りまして、印鑑登録証明書の交付に関する条文である第13条第11号と下段にあります印鑑登録の抹消に関する条文である第16条第4号をそれぞれ改正しております。その他については、所要の規定の整理を行ったものであります。以上で説明を終わります。</p>
	<p>西館議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第60号について採決をいたします。</p>

	<p>(議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>西館議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p> <p>西館議長</p>	<p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第6、議案第61号、おいらせ町地域産業振興基金条例の廃止についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>財政管財課長。</p> <p>それでは、議案第61号についてご説明いたします。</p> <p>議案書は28ページ、29ページになります。</p> <p>本案は、平成21年度に処分し、現在に至るまで積み立てのないおいらせ町地域産業振興基金の条例につきまして、今後も積み立てる計画がないことから、条例を廃止するというものであります。以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>13番、西館芳信議員。</p> <p>地域産業の振興ということは、いつの時代も自治体の最高の課題と思います。この条例を廃止する、つまり基金がなくなるということについて、私は、これは先人職員の皆様方のこの問題に対する士気の高さというか、そういう意気軒昂さを物語るものだと思います。</p> <p>これが過去にどういうふうにして使われたのか、利用状況ですね、今のところないからということじゃなくて、設立した当初からどういうふうにして使われてきたのかということと、それからもう一つは、これをこのまましておくことのデメリットが何なのかということをお願いします。</p> <p>西館議長</p> <p>財政管財課長。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>それでは、議案第61号についてご説明いたします。</p> <p>議案書は28ページ、29ページになります。</p> <p>本案は、平成21年度に処分し、現在に至るまで積み立てのないおいらせ町地域産業振興基金の条例につきまして、今後も積み立てる計画がないことから、条例を廃止するというものであります。以上で説明を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>地域産業の振興ということは、いつの時代も自治体の最高の課題と思います。この条例を廃止する、つまり基金がなくなるということについて、私は、これは先人職員の皆様方のこの問題に対する士気の高さというか、そういう意気軒昂さを物語るものだと思います。</p> <p>これが過去にどういうふうにして使われたのか、利用状況ですね、今のところないからということじゃなくて、設立した当初からどういうふうにして使われてきたのかということと、それからもう一つは、これをこのまましておくことのデメリットが何なのかということをお願いします。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>財政管財課長。</p>

<p>答弁</p>	<p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>ただいまのご質問にお答えいたします。</p> <p>これまでのこの基金の使い道についてでございます。</p> <p>この基金は、もともと旧町時代から、旧下田町、旧百石町の両町それぞれ同じ基金条例に基づいて設置されていたものでございます。平成5年から積み立てがあります。一番多いときで、調査では平成15年、およそ3億円弱に残高がなっております。この基金規模の大きさから、ちょっと古過ぎて、財源が何であったかというところまでは調べ切れなかったんですが、その基金規模の大きさから、税金などの一般財源から捻出したものではなくて、例えば電源三法交付金などの財源をもらって、それで積み立てたものであろうと思っております。</p> <p>ちなみに、その条例の内容につきましては、現在も基金条例が残っているところは県内でも数町村ございましたけれども、同じ時期に同じ条文で設置されているものでございます。</p> <p>そして、使い道、おいらせ町になってから基金を処分したものでございますが、主な内容につきましては、平成18年、19年、20年度と行われました下田公園の白鳥飛来地駐車場に使う、基金がゼロになっておりました。その内容から見ますと、基金の規模が大きかったということも鑑みますと、旧町時代、手がかりはなかったんですが、ハードの整備に使われたものであろうなと思います。</p> <p>今その役割は公共施設整備基金が担っているところですので、例えば地域産業振興にハードの整備、ハード事業が必要だということであれば、そちらの基金もしくは一般財源で捻出してやればよろしいのかなと。地域産業振興が決して不要だということではなくて、必要であれば今は違う財源でもってやればよろしいのかなと思います。</p> <p>あともう一つ、この条例を廃止しようとしたことについて申し上げます。</p> <p>基金条例と実際運用されている基金というのはセットでなければならないと。今残高がなくて、今後実施計画、それから財政計画でも予定がない基金については、条例を廃止して、この基金は今町にないんだというのを内外に示していく必要があると考えたので、今般、基金条例を廃止しようとしたものでございます。</p> <p>以上です。</p>
-----------	---------------------------	--

	西館議長 (議員席)	ほかにございませんか。 **なしの声**
	西館議長 (議員席)	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。 討論ありませんか。 **なしの声**
	西館議長 (議員席)	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第61号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**
	西館議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 ここで、11時15分まで休憩いたします。 (休憩 午前11時00分)
	西館議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (再開 午前11時15分)
	西館議長	ここで、農林水産課長より、13番、西館芳信議員からの質疑について答弁誤りがあり、答弁したいとの申し出がありましたので、これを許します。 農林水産課長。
答弁	農林水産課長 (赤坂千敏君)	先ほど、13番、西館芳信議員に対しまして、環境譲与税が180万円で今後推移していくのかの質問に対しまして、そのまま推移していくと答えましたが、資料を確認したところ、令和7年度ごろに倍になって、その後推移していくということになりますので、訂正し、おわび申し上げます。
	西館議長	日程第7、議案第62号、職員用クライアント機器更新契約の締結についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 政策推進課長。
当局の説明	政策推進課長	それでは、議案第62号についてご説明申し上げます。

	<p>(成田光寿君)</p>	<p>議案書 30、31 ページをごらんください。</p> <p>本案は、町職員が行政事務用に使用するクライアント機器、いわゆるパソコン端末機器を一斉更新するに当たり、旧東芝ソリューション販売株式会社であります株式会社ワークビジョン北東北営業所と随意契約により 3,996 万円で契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により提案するものであります。</p> <p>更新するパソコン端末は、役場内をネットワークで結び、財務会計、電子決済等の全庁的なシステムを初め住民基本台帳や税、国保、介護保険など各課の個別業務システムなど、職員が業務で使用する端末機器であり、全約 300 台のうち約 230 台について、ウィンドウズのサポート終了及び機器の老朽化にあわせ更新するものであります。</p> <p>職員が業務上最も使用する機器であり、情報システムの安定的な運用確保の観点から、機器とソフトウェアの一体的な保守体制が必要であり、当町のシステム業者と随意契約により端末機器の更新を行うものであります。</p> <p>また、契約の相手方は、町のシステム業者であり、株主変更等を経て本年 7 月 1 日付で東芝ソリューション販売株式会社から株式会社ワークビジョンに社名変更したもので、所在地、社員構成、業務体制等には変更がございませんし、当町で運用しているシステム運用等にも影響はない旨、申し添えさせていただきます。以上で説明を終わります。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>7 番、平野敏彦議員。</p>
<p>質疑</p>	<p>7 番 (平野敏彦君)</p>	<p>まず第 1 点、随意契約にしたということで、なぜ随意契約なのか。私は前に、このパソコンについては、本体八戸の広域の処理でいったらソフトは富士通になっているのに、おいらせ町だけが東芝になっていると。そういうもので、今、例えば競争入札でも可能じゃなかったのか。他の自治体をやっているメーカーがちゃ</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>政策推進課長 (成田光寿君)</p>	<p>んとあるわけです。なぜ随意契約なのか、まずこれ1点。</p> <p>それと、このままずっといくのか。広域で事務処理している財務会計、住民基本台帳、税、そういうものは本体は富士通にたしかになっていると思うんですけども、その辺のつながりというのは全然気にしなかったのか。</p> <p>この2点お伺いします。</p> <p>政策推進課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>まず1点目の随契理由であります。</p> <p>先ほど私の説明の中でも触れましたが、現在職員が使用している300台のうち230台を今回更新するものであります。また、その端末機器につきましても、単なる操作するものではなくて、行政事務に非常に密接にかかわりがあるものであります。先ほども説明いたしました、財務会計、電子決裁等のシステム、それから住民基本台帳、税、国保、介護保険等々それぞれの課でそれぞれの業務に直接かかわる業務で使っているシステムでございます。</p> <p>よって、どこの端末機器でもいいというものではなくて、ソフトウェアとハードと密接なかわりがありますので、一体的な保守体制が望ましい、必要であろうという意味で随意契約により契約するものであります。それも、地方自治法施行令に基づきまして、きちんと法的根拠も照らし合わせて随契理由を当てております。</p> <p>それから、2点目、先ほど八戸広域とか富士通というお話がございました。当町はこれまでも単独でシステムを運営してございます。従来から東芝系のシステムをベンダーで運用しているものであります。確かに八戸市では富士通をベンダーとして運用しているものがあります。</p> <p>八戸広域の中でも、昨今の流れで言いますと自治体クラウドという話が進んできてございます。これまででありますと八戸市は富士通、おいらせ町は東芝、三戸郡のほかの町村でもそれぞれのベンダーで業者が違うものがありますが、先ほども言ったとおり、自治体共同クラウドというものが昨今いろいろ話が出てきて</p>
-----------	---------------------------------------	--

		<p>おります。システムの内容はそれぞれ自治体ごとに仕組み等が違 うものがありますが、行政で行っている事務というのはどこも大 体似たようなものがございまして、システムのオープン化とい いまして、システムのレイアウト等をオープンにして標準化し て、どこのシステムでもどこの町村でも同じようなものを使え るようなものを今研究している段階であります。ただ、それは今勉 強会を行っている段階でありますので、まだしばらく時間がかか ります。</p> <p>よって、現時点では従来どおり現システム業者であります東芝 系のベンダーで運用していく予定でございます。以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>7番 (平野敏彦君)</p>	<p>7番。</p> <p>私は、金額的に言っても相当の金額なわけですから、例えば各 メーカー、そういうものでは、さっきの答弁でも言っているよう に自治体の業務というのはどこでも皆変わりがないわけです から、扱っている業者の見積もりなりそういうものを比較して検討 してもよかったんじゃないですか。東芝ソリューションありきで 進めるということは、今いろいろな意味で経費の、一般財源が足 りないという時代に、こういう形で契約すること自体、私はちょ っと理解できないんですけども、見積もりとかそういうのを徴 して比較検討するという余地がなかったんですか。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>政策推進課長 (成田光寿君)</p>	<p>政策推政策課長。</p> <p>見積もり関係でお答えいたします。</p> <p>今回、契約するに当たりまして、各社から参考見積もりとい うことで、ノートパソコンの見積もりを徴収してございます。比 較したところ東芝の製品が一番安いということで、それを参考に 設計書等も作成している状況であります。以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>7番 (平野敏彦君)</p>	<p>7番。</p> <p>そういうふう事前に調査をして、東芝が安かった。じゃそう いうふうに見積もりをとるくらいの業者があったら、私は随契を</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>政策推進課長 (成田光寿君)</p>	<p>しないで競争入札にしてやっても、安かったら東芝をとるということで私はやったほうがよかったんじゃないですか。なぜやらないのか、随意契約にしたのか、安いからじゃないんじゃないですか。これから将来的にいつても、じゃずっとこの形で随意契約するということになりますよ、これでいったら。私はちょっとこういうやり方というのは疑問を感じますよ。何でその特定にそういうふうなありき。せつかく業者とっているんだったら何も、入札、何でできないのか、ここもう一回お願いします。</p> <p>政策推政策課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>これまでの答弁とも重複する部分もございますが、まず職員が使っている300台のパソコンを全て更新するわけではなく、そのうちの約230台というものがございます。</p> <p>パソコンを導入した後の保守でございますが、その中には当然ソフトウェアも入れることとなります。パソコンはその中にソフトウェアが入って初めてシステムとして動くこととなります。万が一、他のメーカーになりますと他のメーカーの機械の中に東芝製のソフトが入るといような、ややいびつな形のシステムの運用となります。そうなりますと、万が一システムエラー、障害等が起きた場合に、ハードが原因なのか、ソフトが原因なのか、そういった問題も出てきます。</p> <p>それから、台数の関係も、300台のうち230台が今回更新対象になりますが、要は、従来の東芝系の保守のものと、万が一競争入札で他のメーカーがとりますと、他のメーカーの保守のものと混在することとなりますので、先ほどとダブりますが、万が一システムエラー、障害等が起きた場合の早急な対応に支障があるということも考えられますので、安定的な、システムそのものの安定的な運用が必要であります。万が一システムエラーになって行政事務が停滞すると非常に大きな問題となりますので、一刻を争う事態でありますので、そういったものをなくすために今回システム業者と随意契約をするに至ったものであります。</p> <p>以上です。</p>
-----------	---------------------------------------	---

質疑	<p>西館議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>14番、松林義光議員。</p> <p>300台のうち230台を今回更新しますと。残りの70台はいつ更新するのか。</p> <p>それと、この耐用年数、これは何年になるんですか。今回、何年目で更新をするのか。今回4,000万円ですけれども、これ全部更新するとすれば大体の金額はどのくらいになるのか。そして、これは地方交付税か何かに算入されるのかどうか、あくまでも町単独の財源ですよということになるのか。</p> <p>それから、今、平野議員がいろいろ質問しましたけれども、私ども保育園でも現在使っているパソコン、データが入っているもんですから、そのところの会社と一応随意契約しております。流れとしてはそうなんですけれども、多分町でもそういうデータが入っているから、多分東芝関係のパソコンですか、と契約していると思います。ある程度理解は、私はしなければならぬのかなと思っております。今、平野議員は平野議員の考えで、随意契約でなくてということの話をしておりましたけれども、それはそれでまた一つの方法かと思えます。</p> <p>そういうことで、一つ答弁をお願いします。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>政策推進課長 (成田光寿君)</p>	<p>政策推政策課長。</p> <p>お答えいたします。質問が多岐にわたりましたので、もし答弁漏れがありましたらご指摘ください。</p> <p>まず台数の関係ですが、300台のうち、今回230台の更新対象ということで、残り70台はいつかということでございますが、残り70台につきましては、ウィンドウズのバージョン、OSになりますが、オペレーションソフトのバージョンですが、ウィンドウズ10でありますので、残り70台はウィンドウズ10でありますので、そのサポート期間はまだ現在続いておりますので、いつ更新になるのかまだ不明であります。ただ期間的には大体5年から6年ぐらいをめどに更新しているものであります。</p> <p>現在、更新対象となる230台は、平成24年に購入したものでございまして、大体5年から6年目に今回該当するものであ</p>

		<p>ります。</p> <p>残りの70台は、平成28年から昨年度にかけて、まだ購入したばかりでありますので、まだ5年ぐらい先になるかと思ってございます。</p> <p>それから、全端末300台を仮に全部更新すると幾らになるのかという話であります、ちょっと割り返してみました。230台で今回4,000万円弱でありますので、仮にこれを300台といたしますと、あくまでも割り返した計算になりますが、大体5,200万円ぐらいになるのかなと思ってございます。</p> <p>それから、今回パソコン端末更新するに当たりまして、財政措置はあるのかというお話であります、地方交付税等の財政措置はございません。以上であります。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>14番。</p> <p>職員の方々は大事に機器を使っていると思います。それでも耐用年数は5年が限度であるという話であります。今回は6年目か7年目ですか、となりますけれども、これ5,000万円、5,200万円ですか、これも毎回、町の持ち出しということになると思いますけれども、これもばかにならない金額だろうと思います。これは、大事に使っても、丁寧に使っても5年ぐらいが限度ですか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>政策推進課長 (成田光寿君)</p>	<p>政策推政策課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>5年6年というお話であります、必ずしもその期間に、期限にこだわるものでございませぬ。一番大きいものはウィンドウズのサポートの終了であります。町で使っているパソコンはマイクロソフト社製のウィンドウズというOSを使っております。こちらのサポートが非常に重要になってございます。今現在のバージョンはウィンドウズ10であります、その10のサポートが終了するあたりをめぐり、また更新、端末をまた買い換えなければいけないということになります。これは役所のみならず、民間企業でも同じことかと思っております。以上であります。</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>他にございませんか。</p> <p>13番、西館芳信議員。</p> <p>私の質問は、関連質疑ではありません。前の人たちのやりとりと、それから今、町の答弁を聞いて、この案件に対する自分なりの態度を決めたいと思うことで質問しますが、「悪妻は60年の不作」ということで、一旦そのように自分の手中にしていると、気に入ろうが、入るまいが、使い続けなければならないと。まさにこれは、本当はほかにもいいのあるんだけど、仕方なくつき合っていかなきゃならないということ、ずっと延長してきて、これからもこのしがらみから離れられないということであれば、7番議員が毎度しているように、全く問題だと思います。</p> <p>ですから、これはやはり、どうでしょうか、町長、八戸圏域の事業として、結構強力に、ぜひ、まず最初に、今回は今回でこれでいいと思うんですが、共同のクラウドという話が出ました、自治体のね。あれを整備するようにもっともっと強く働きかけて、まず先に実現していくという方向性にはならないでしょうか。どうでしょうか、担当の。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>政策推進課長 (成田光寿君)</p>	<p>政策推政策課長。</p> <p>自治体クラウドの関係、ご説明いたします。</p> <p>実は、先ほどもちょっと質疑の中で答弁いたしましたが、自治体共同クラウドの勉強会、担当レベルの勉強会は非常に今進んでいるところであります。当町は、上十三広域と八戸圏域と両方かかわっておりますので、それぞれの圏域で今勉強会を行っている段階であります。</p> <p>システムそのもの、どこの町村でもそうですが、システム会社で開発したソフトをそのまま入れ込んでそのまま使っているわけではなくて、必ずその自治体に合ったようにカスタマイズ、改修等を行ってきているのが常でございます。よって、そのシステムのカスタマイズの仕方も改修の仕方も、富士通系、東芝系、さらにベンダーによってもまた異なっております。それを共通のパッケージにするというのは非常に労力と時間とそれからコスト</p>

<p>質疑</p>	<p>西舘議長</p> <p>1 番 (佐々木 勝君)</p> <p>西舘議長</p>	<p>を伴うものであります。そのためどこもやはりちゅうちょしているところがあります。さらには、システム業者を変えることによってシステムがエラーになるとか障害が起きるというリスクもございますので、そういったのを避けて同じ業者、同じシステム業者とおつき合いしているのがどこの自治体でもある現実でございます。</p> <p>しかし、国を初め、標準システム、標準パッケージに移行するような動きが出てきております。これが自治体共同クラウドというものであります。住民基本台帳でも税であっても、どこの市町村でも大体同じような事務を取り扱っておりますので、そうであれば同じデータの中身で運用できるようにすべきではないかということで今動き始めているものであります。</p> <p>八戸広域でも実は八戸市長から自治体クラウドの取り組みを進めてみてはどうかという発言があつて、それをもとに八戸市が音頭をとって三戸郡の町村とおいらせ町の情報担当者を集めて、この間勉強会をしたばかり、今始まったばかりであります。これからの動きでありますので、多少時間はかかるであろうと思いますが、今歩みを進めているところであるということをご理解ください。以上であります。</p> <p>1 番、佐々木 勝議員。</p> <p>佐々木です、1 番。</p> <p>ちょっと1点だけ、また民間の話で恐縮なんですけれども、リースというのはできないものでしょうか。大体民間でありますとリースで例えば5年交換、それこそソフトが変わったとしてもそのまま情報と中身を入れかえすればスムーズにいつているというのが実情であつて、これは毎回買うのですよね。それがリースだと大体、メンテナンス等々考えれば、何かあつたとき、障害あつたときでもすぐ対応してくれるという契約を結べば対応してくれますし、そういうことは行政としてはないことなんですか、それを確認したいんですが、よろしくお願ひします。</p> <p>政策推政策課長。</p>
-----------	---	---

答弁	<p>政策推進課長 (成田光寿君)</p> <p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>西館議長</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>実は、役場で運用、導入しているシステムも、リースで行っているものと購入でやっているものと2パターンございます。</p> <p>今回、クライアント機器、いわゆるパソコン端末機器については購入という形をとってございますが、システムを動かす大もとのサーバーとか、システム本体のサーバーにかかわるもの、そこらはリースで契約して、5年のリースで契約して運用しているのが実態でございます。以上です。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第62号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第8、議案第63号、除雪ドーザ（11トン級）購入契約の締結についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p>
当局の説明	<p>地域整備課長 (西館道幸君)</p>	<p>議案第63号についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、除雪ドーザ（11トン級）購入のため、去る8月21日に5社により指名競争入札を執行したところ、1,688万3,098円（税込み）で日本キャタピラー合同会社、八戸営業所が落札者として決定いたしましたので、契約を締結するため、提案するものであります。</p> <p>本除雪ドーザを購入することによりまして、老朽化した既存ド</p>

		<p>一ザの更新がなされ、安心して円滑な除雪作業を行うことが期待されます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>1 番、佐々木 勝議員。</p>
質疑	<p>1 番 (佐々木 勝君)</p>	<p>1 番、佐々木です。</p> <p>一番最後のページ、86ページに入札一覧表あるんですが、入札予定価格が2,596万円、入札決定が、落札ですね、1,535万円、この1,000万円の差というのは何か、改めてというか、業者間同士の、疑えば切りないんですけれども、どうしたのか。</p> <p>ただ、この1,000万円の差というのはちょっと大き過ぎるんじゃないかなと思います。町とすれば安いほうがいいと思うんですが、いろいろなメンテナンス等、例えば故障したときにすぐ対応してくれるかどうか、ただただ本体だけが安いからいいということではなくて、例えば町民の除雪とか考えたときに、すぐ対応してくれるかどうか、その辺も考慮したときの契約に基づいての内容なんでしょうか、その辺お知らせください。</p>
	<p>西館議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>財政管財課長。</p> <p>お答えします。私からは、予定価格と選定した業者についてお答えをいたします。</p> <p>この予定価格、議案書の86ページについてございます2,596万円につきましては、この落札をするに当たって所管課が見積書を複数の業者から集めました。その見積書の中で一番安いところの金額と合わせたものでございます。そうすることによって、少なくとも1社はきつと落札できる価格水準にすることができると思って予定価格をこのように想定したものであります。</p> <p>あとそれから、それ以上、実際ふたをあけたら1,500万円ということになったわけなんですけれども、こちら辺のさじかげ</p>

		<p>んは、ちょっとなかなかあるような入札ではないので、そこら辺のさじかげんがわからなかったので、見積書を根拠にするしかございませんでした。これが2年に1回ぐらい買うような乗用車であれば、これまでの実績を踏まえて予定価格をもう少し抑えることができたと思いますけれども、除雪ドーザというのはなかなか購入する機会がなかったということでご理解いただきたいと思えます。</p> <p>あとそれから、指名業者については、こちらは機械的に入札参加資格者名簿というものの中から建設用特殊車両、そちらの資格でもって名簿に登録している業者の中から、当町、それから近隣の市町村にある業者を指名いたしました。</p> <p>私から答弁できるのは以上でございます。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>地域整備課長 (西館道幸君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>このドーザ購入が安くなったということで、メンテナンスは大丈夫かということですが、これは競争の結果こうなったと捉えておりますので、ドーザそのものにつきましては受注生産になっておりますので、それに基づいてきちんとした仕様にのっとった製品が納入されると思っております。</p> <p>その後のメンテナンスは、その都度、その業者さんで行うことになると思いますので、問題はないかと思っております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>10番 (吉村敏文君)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>10番、吉村敏文議員。</p> <p>10番です。</p> <p>確認2つぐらい。</p> <p>今、入札でこの金額で落札しているわけなんです、この件に関しましては最低価格を設けなかったのか、また設けなくてもいいものなのか。</p> <p>それとあと、除雪ドーザとうたっているんですが、一般的には私はタイヤショベルのことかなと思うんですが、これだとちょっとわからないという部分があると思うので、それと通常タイヤ</p>

		<p>ヨベルの形でいけばバケット容量の部分で表示する機会が多いわけなんです、これは総重量の部分でうたっていると思うんですが、バケット容量で言った場合は何立米ぐらいのやつなのか。</p> <p>それとあと、これは排土板がついているものなのか、その排土板についてはマルチなのか、そうでないのか、その仕様についてはうたっていないので、その辺のところもちょっとお知らせ願いたいと思います。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>財政管財課長。</p> <p>私からは、最低価格との絡みについてお答えいたします。</p> <p>町の入札制度で最低価格とか調査基準価格等設定するものにつきましても、工事についてのみでございます。このような車両購入だとか業務委託等につきましては、町の制度として最低価格は設定しておりません。以上になります。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>地域整備課長 (西館道幸君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>除雪ドーザについてはタイヤショベルのことかということですが、お見込みのとおりそういうことに、タイヤショベルということになります。</p> <p>バケット容量につきましては、担当に確認したところ、2立米程度のものを想定しているということです。</p> <p>排土板の関係、ドーザの仕様なんですけれども、ワンタッチ式のスノーバケットつき、ワンタッチ式のサイドスライド式アングリングプラウを装備した反転エッジつきのものと聞いております。以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>10番 (吉村敏文君)</p>	<p>10番。</p> <p>最低価格については設けなくてもいいということなので、了解しました。</p> <p>タイヤショベルの2立米タイプ、俗に言う2立米タイプで1,600万円ということは非常に安い。私も欲しいぐらいです。こ</p>

		<p>のぐらいできるんだったら、町で購入して業者さんに売ってもいいんじゃないかなと思うぐらい安いです。本当にこれだと通常の市場価格というか、そういうものからいくと、2立米タイプでいくとどんなことをしても、うちらでいけば二千二、三百万はいけるかなと。なおかつ、この中に排土板もつくわけですから、そうするとすごく安いという形になっております。</p> <p>それで、これはこれで安く購入するのは非常にいいんですが、あと私は、これ多分年間のメンテナンスとかいろいろな面がかかってくると思います。それで、今のパソコンと同じで、一旦入れてしまうと、ここは随意契約でやっていくわけですよ、このメンテナンスは。ここの中の価格の部分もしっかりチェックしていかないと、私の感覚ですよ、本体は安く入れるんだけど、あとはメンテナンスで、メンテナンスをもって回収していくんだという方法がよくあります。例えば、ことし入れたら来年は車検が来る、定期点検が来る、そのときにはきちっとやはりチェックをしていかなければならないのではないかなと思いますけれども、その辺のところの見解はどうでしょうか。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>地域整備課長 (西館道幸君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>議員おっしゃるとおり、機器を導入しますと当然毎年のメンテナンスはその業者さんが請け負うという形になりますので、今までもそうでしたけれども、見積もりをとってその作業をお願いすることになりますけれども、今言ったように、価格等につきましては十分精査しながらメンテナンスを発注していきたいと思えます。以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>10番 (吉村敏文君)</p>	<p>10番。</p> <p>了解しました。</p> <p>これ確認なんです、今現在は1台かな、タイヤショベル的なものは、動いているわけなんです、これを買いかえると聞いていたんですが、これは増車じゃなくて、買いかえるわけですか。除雪車両をふやすんじゃなくて、入れかえるわけですか。その辺</p>

		<p>のところ、やはり除雪に関しては非常に台数も足らないと、皆さんから「遅いんだ」とかいう苦情が来ていますので、今動いている車両も、昨年まで動いているわけですから、決して古いわけじゃないと思いますので、増車の方向で考えていったほうがいいんじゃないかなと思うんですが、町の考えを教えてください。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>地域整備課長 (西館道幸君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>議員おっしゃるとおり、今回のドーザにつきましては、平成14年に買った、17年経過しているドーザの代替ということで考えております。ただ、まだ現状、年数はたっていますけれども、故障等多少機器の劣化等は目立ちますが、まだ使える状況になっておりますので、それが使えるうちはそれを活用しながら、新しい除雪機械とともに稼働していくと考えております。</p> <p>以上です。</p>
	<p>西館議長</p> <p>9番 (沼端 務君)</p>	<p>9番、沼端 務議員。</p> <p>今、最後のところをちょっと確認しようかなと思ったら今言ったんだけど、古いやつも使うという今の答弁ですよ。基本的には多分今の新しいやつも古いやつも、2台、当然今新しいやつを購入することによって除雪体制が1台ふえるよという認識でいいのか。</p> <p>あと、今考えるときに、運転手、たしか職員でもないのかなと思っていました。それはほとんど業者委託なのかなというところの確認と。</p> <p>あと、先ほどちょっとドーザというものをちゃんとよくわからないんですけど、その確認です。その時期になれば、例えば前につく代物、バケットというやつと排土板というやつ、その入れかえのやつはまた整備するというか、取りかえるときの経費は別にかかるということですよ。その時期時期を見て合わせるということのやつはまた別に経費として、これに入っているわけじゃないということの確認、ひとつお願いします。</p>

答弁	西館議長 地域整備課長 (西館道幸君)	地域整備課長。 最後の入れかえの費用につきましては、その都度、入れかえるときに発生する費用になります。 除雪体制ですけれども、今、当課で再任用の職員が1人当たっているのと、あとは委託の業者さんを1名使って道路維持と、あと冬場は除雪作業をやっております。あとは総務課の運転手さんにも冬場につきましてはご協力をいただいているという状況で、それらで除雪の直営の体制はとっておりますので、もし除雪ドーザが余っている場合には民間の業者さんに貸し出しをするなりして除雪体制を整えていくということになります。以上です。
質疑	西館議長 9番 (沼端 務君)	9番。 大体わかりました。 今ほとんどそのアタッチメント取っかえるには素人ではできないという類いのものだなという思いで聞いていました。単純にうちら例えば農家だとトラクターはほとんど自分でいろいろな作業とまた違うものなんだなという認識を改めてしました。 そこで、大きさが11トン級という形なんですけれども、よく町民の方に言われる農道でも、農地等の農道、あそこを削ってくれ、砂利入れてくれとかってなったとき、例えば余りにも機械が大きいのばりそろってもという部分と、やはりある程度臨機応変に対応できるようなものの考え方も今後必要のかなと思っていました。ここには入れる入れないとかって、よくお願いしたときあるのかなと思っていましたので、その考え方も、今後どういう形で進むものなのか、ありましたら確認したいと思います。
答弁	西館議長 地域整備課長 (西館道幸君)	地域整備課長。 お答えいたします。 農道などの狭い道路への砂利敷きにつきましては、やはり大きい重機だと入っていけないということで、農家さんのどこかあいているスペースに砂利を置いてもらって、各農家さんで敷いてもらっているというのが現状かと思えます。

		<p>あとは、農林水産課の予算を使って、小さな機械で運べるような形で業者さんに依頼してということもできるかと思います。基本的にはやはり大きい機械ですと中まで入っていけないという状況がありますので、そういう手段を講じているところです。</p> <p>それに対応した機械を購入するかといいますと、今のところはそこまでは考えてはおりません。以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>15番 (檜山 忠君)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>15番、檜山 忠議員。</p> <p>15番、檜山です。</p> <p>ちょっと確認ですけれども、いつも除雪のことについてはいろいろな面で苦労していると思いますけれども、今度新しい重機が入って、そしてまた古いのもあわせて使うということなので、これからもっともっとはかどっていくんじゃないかなと思います。</p> <p>ただ、その古いものと新しいものをやったときに、ほかの委託業者の関係はどういう見直しをするのでしょうか。委託業者の関係がそのまま、なおかつ1台ふえてとなると、もっともっと思い除雪ができるということになると思いますが、ただ財政的なこと等のそれらがあると思いますけれども、まずそこら辺を考えていただきたいと思いますが、それ教えていただけますか。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>地域整備課長 (西館道幸君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>今、機械がふえることによって作業の効率が上がるという部分のお話もありますけれども、一つには今使っている機械がかなり古いということで、故障がちになっているという部分の不安が解消されるということで、確かに2台にふえることによる効率も上がることも考えられるかとは思いますが、どちらかという最終的には古い機械につきましては売却処分することになるので、ここ何年かというスタンスで考えております。</p> <p>委託の経費につきましては、直営部分につきましては主に幹線をメインに作業して、幹線とかあるいは吹きだまり箇所ですね、そういう部分をメインに主にやっておりますので、委託業者さん</p>

		<p>につきましては細かい住宅地の路線についてお願いしている部分がありますので、そちらにつきましてはこれまでどおりの業者数を確保しながら迅速な除雪作業に努めていきたいと考えております。以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>15番 (檜山 忠君)</p>	<p>15番。</p> <p>わかりました。 どっちにしても、早い出動で片づけをお願いしたいと思います。いつも見ていると後手後手に回っているような感じも受けるので、そこら辺にも十分注意を払っていただきたい。 以上です。いいです、答弁は。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>14番、松林義光議員。</p> <p>立派なタイヤショベル、購入することになりました。迅速な除雪作業が期待されますけれども、初めて地域整備課長になりましたので、一つだけお願いをしておきたいと思います。私の質問がおかしいのであれば、議長がとめてもらっても結構であります。 役場に電話をします。「除雪をしませんか、遅いですね」と言うのと「遅いですか」と言われます。「現場を巡回してから対応します」と。私はおかしいと思います。町民が電話するということは、除雪作業をしないで困っているから電話をしているんですけども、「現場を見てから対応します」という話が多々あります。近くに住む主婦の方も「除雪作業で役場に電話しても全く誠意がない。もう二度と電話をしません」という話でありました。とにかく、今何人からも出ていましたけれども、私は除雪作業の対応が遅いと思います。もちろん地域整備課、担当スタッフ、一生懸命、朝早くからやっていることもわかっています。 私は副町長にも去年は電話いたしました。副町長から担当課に「多分、松林の電話だから除雪だろう」という感じで、すぐ手配したようでございますけれども、ことしは一つだけお願いしておきます。 とにかく雪が降ったら課長の指示で現場を巡回させるようにしてもらいたいと思います、電話が行く前に。もしそれが無理な</p>

	<p>第2表、継続費は、学校施設等長寿命化計画策定事業につきまして、本年度から令和2年度までの2カ年で実施するため、継続費の設定を行うものであります。</p> <p>なお、事業費は総額で2,289万6,000円となります。40ページをごらんください。</p> <p>第3表、地方債補正は、臨時財政対策債の限度額につきまして2億6,900万円から2億6,236万9,000円に減額するものであります。</p> <p>それでは、歳入歳出の主な内容についてご説明いたします。</p> <p>別冊の一般会計補正予算(第2号)に関する説明書をご用意ください。</p> <p>まず、歳出の主な内容になります。</p> <p>13ページをお開きください。</p> <p>2款2項3目情報政策費の15節、光ケーブル等移設工事費292万3,000円の追加は、電柱移設に伴う光ケーブルの移設工事を行うため計上するものであります。次に、4目洋光台団地分譲促進費の17節と19節の合計6,106万5,000円の追加は、青森県新産業都市建設事業団の百石住宅用地造成事業会計の精算に伴い計上するものであります。</p> <p>18ページをごらんください。</p> <p>3款2項1目児童福祉総務費の13節、子ども・子育て支援システム改修委託料303万8,000円の追加は、幼児教育・保育の無償化に係るシステム改修を行うため計上するものであります。次に、2目児童措置費の11節から19節までの計438万2,000円の減額は、子育て世帯向けと低所得者向けのプレミアムつき商品券事業を一本化し、事務の効率化を図るため計上するものであります。</p> <p>22ページをごらんください。</p> <p>6款2項1目林業総務費の25節、森林環境整備基金積立金183万6,000円の追加は、さきの議案第57号で条例案が可決されました森林環境整備基金を造成するため計上するものであります。</p> <p>24ページをごらんください。</p> <p>8款2項2目道路橋りょう新設改良費15節、町道整備工事費5,000万円の追加は、生活関連道整備計画に基づく町道整備</p>
--	--

	<p>を行うため計上するものであります。また、17節、土地購入費2,461万7,000円の減額及び22節、立木等補償費2,765万6,000円の増額は、主に住吉町線改良舗装事業の計画に基づき計上するものであります。</p> <p>27ページをごらんください。</p> <p>10款1項2目事務局費の20節、子育てのための施設等利用給付費1,420万8,000円の追加は、幼児教育・保育無償化に伴い、新制度未移行幼稚園に通う児童への補助を行うため計上するものであります。</p> <p>30ページをごらんください。</p> <p>10款5項3目学校給食運営費の13節、施設管理業務等委託料315万7,000円の増額は、学校給食センターにおいて排水施設の汚泥くみ取り清掃及び厨房機器の点検について業務委託を行うため計上するものであります。</p> <p>このほか、各款にわたって、2節給料、3節職員手当等、4節共済費など人件費が計上されておりますが、4月の職員人事異動等に伴うものであります。</p> <p>次に、歳入の主な内容につきましてご説明いたします。</p> <p>ページが前に移りまして、3ページをごらんください。</p> <p>それでは、1款1項1目町民税個人分の現年度分3,402万1,000円の増額及び2項1目固定資産税の現年度分1,096万5,000円の増額は、それぞれ収入見込みにより計上するものであります。</p> <p>4ページをごらんください。</p> <p>2款4項1目森林環境譲与税の183万6,000円の追加は、歳出の農業費で触れましたが、税制改正により譲与されるため計上するものであります。</p> <p>同じページ、10款1項1目地方特例交付金の減収補填特例交付金1,003万1,000円の増額は、交付決定により計上するものであります。</p> <p>次に、5ページ、11款1項1目地方交付税の普通交付税1億7,824万7,000円の増額は、本算定の結果により計上するものであります。</p> <p>6ページをごらんください。</p> <p>15款1項1目民生費国庫負担金の障害者福祉サービス給付</p>
--	--

	<p>費等負担金過年度分914万3,000円の追加は、平成30年度障害者自立支援給付費負担金の追加交付分として計上するものであります。また、3目教育費国庫負担金の子育てのための施設等利用給付費負担金710万4,000円の追加は、歳出の教育費で触れましたが、幼児教育・保育無償化に伴う国庫負担分として計上するものであります。</p> <p>次に、15款2項2目民生費国庫補助金の1節、プレミアムつき商品券事業費補助金500万円の減額は対象予定者の減により、プレミアムつき商品券事務費補助金224万2,000円の減額は対象事業費の精査により、それぞれ減額するものであります。また、3節、子ども・子育て支援事業費補助金350万2,000円の追加は、幼児教育・保育無償化実施円滑事業のシステム改修費などに対する国庫補助金として計上するものであります。</p> <p>次に、7ページ、16款1項3目教育費県負担金の子育てのための施設等利用給付費負担金355万2,000円の追加は、教育費国庫負担金でご説明した幼児教育・保育無償化に伴う県費負担分として計上するものであります。次に、16款2項1目総務費県補助金の電源立地地域対策交付金766万9,000円の減額は、交付額の決定によるものであります。</p> <p>8ページをごらんください。</p> <p>19款2項1目財政調整基金繰入金1億9,572万1,000円の減額は、9月補正予算編成に係る一般財源の調整によるものであります。</p> <p>次に、9ページ、20款1項1目繰越金の前年度繰越金6,416万6,000円の増額は、平成30年度決算により計上するものであります。</p> <p>また、21款5項1目雑入のうち、町村の魅力発信事業助成金200万円の追加は青森県町村会の交付決定により、それと光ケーブル等移設補償費301万円の追加は、歳出の2款総務費で触れましたが、光ケーブル移設に係る県からの補償費として計上するものであります。</p> <p>10ページをごらんください。</p> <p>22款1項4目臨時財政対策債663万1,000円の減額は、普通交付税の算定結果によるものであります。</p>
--	---

		<p>れで確定した、算定による額だということで聞いておりますけれども、この額で、後の追加は出てこないということで理解しているかどうか、ここを1点。</p> <p>それから、6ページの国庫支出金のところですが、このプレミアム商品券のところは減額になっておりますけれども、これは確定したのか、件数がどのくらいあるのか、この件数をお聞きしたいと思います。</p> <p>それから、8ページの繰入金、財政調整基金が1億9,672万1,000円減額になっておりますけれども、この基金の管理、こういうのはどういう形になっているのか、保管は多分会計管理者になると思いますけれども、財政調整基金の取り崩し、そしてまた戻し入れをする、そのような事務処理の方法についてお聞かせをいただきたいと思います。以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>西舘議長 税務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>税務課長。</p> <p>私から、1款の町税と固定資産税の部分の今後ふえる見込みがあるかというご質問についてご説明いたします。</p> <p>今回の9月補正で増額したものに付きましては、当初賦課の結果を受けまして、それに徴収率を積算して出した金額を精査したのになっておりました。</p> <p>今後ふえる要素の部分につきましては、町県民税につきましては、今後発生し得るものにつきましては、申告をこれからされた場合には過年にまたがったもの、現年につくものについても増額がある可能性はあります。ただし、その金額については多分少額かと思えます。</p> <p>今後、3月、年度末にかけて徴収率が上がることによって増額または若干厳しい状況になれば減額という調整が3月の議会等で補正をする形になるかと思えますので、ご理解いただければと思います。以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>西舘議長 財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>財政管財課長。</p> <p>私からは、5ページの普通交付税の金額のことについてご説明いたします。</p>

答弁	西館議長 介護福祉課長 (田中淳也君)	<p>普通交付税の追加はないのかというご質問でございました。調整額ということで若干の調整が行われることはございますが、基本的には普通交付税はこの金額で確定と考えてよろしいと認識しております。以上です。</p> <p>介護福祉課長。</p> <p>それでは私から、プレミアム商品券について説明いたします。プレミアム商品券事業費の補助金で500万円減額しておりますけれども、当初、低所得者対策の分として6,000名を見込んでおりましたが、8月の時点で約1,000名減るという積算で5,000名というところで見えております。</p> <p>現在、申請の受け付け中でありまして、これは確定ではありません。若干予算よりも減るものと思っております。以上です。</p>
答弁	西館議長 会計管理者 (佐々木拓仁君)	<p>会計管理者。</p> <p>財政調整基金の取り崩し等についてご説明いたします。会計課では、財政管財課の運営方針に従いまして基金の取り崩しあるいは増額の手続を行っております。以上です。</p>
答弁	西館議長 財政管財課長 (岡本啓一君)	<p>財政管財課長。</p> <p>財政調整基金の運用についてご説明いたします。財政調整基金につきましては、補正のたびに繰入額を増減しているものでございます。最終的には出納整理期間の4月から5月で金額を確定して繰り入れするという段取りになっております。</p> <p>その間、資金が枯渇する3月から5月の期間につきましては、金融機関から一時借入れをするのではなくて、この基金を一回取り崩して町の資金として運用するという繰りかえ運用を行っております。以上になります。</p>
質疑	西館議長 7番	<p>7番。</p> <p>わかりました。</p>

答弁	(平野敏彦君)	あと一つ、もう一回、基金のところですけども、この基金の運用について、これは財政担当者が自由に繰り入れ、繰り出しできるということで運用しているというふうな、今、答弁聞けばそういうふうに感じましたけれども、これでいいですか。
	西館議長	財政管財課長。
	財政管財課長 (岡本啓一君)	お答えします。 好きにというところちょっと語弊があるかもしれませんが、1年間の資金の出し入れする状況を鑑みると、最終的な基金の繰り入れはやはり年度末にならざるを得ないというところが一つと、あと繰りかえ運用を行うに当たって、どうしても3月に基金の残高を保持する必要があるので、最終的な繰り入れをその前に行うのはちょっと難しいと考えております。以上です。
質疑	西館議長	7番。
	7番 (平野敏彦君)	私が言っているのは、担当者が、この繰り出し、繰り入れは財政担当者ができるということで運用しているのかということが、ちょっと今私が聞いたのと違うなというふうな答弁であります。 私は、この基金管理は、町長が基金管理をして、こういう形で取り崩しをしたい、戻し入れをしたいというのは長が決定をして運用していると思うんですけども、さっきの答弁だと私ちょっとその辺の部分がよく理解できない。繰りかえ運用とかそういうのを誰がどういう手続をしてやっているのかというのを聞いているわけですから、そこのところをちゃんと説明いただきます。 これで私は3回目なの。答弁がずれているから、ちゃんと答えが出て3回ならわかります。
	西館議長	暫時休憩します。 (休憩 午後1時52分)
	西館議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (再開 午後1時52分)
	西館議長	財政管財課長。

答弁	<p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>お答えします。</p> <p>答弁がちょっと質問の趣旨とずれてしまったみたいで、おわび申し上げます。</p> <p>繰りかえ運用だとかあるいは基金の繰り入れ、繰り出し等につきましては、もちろん原案につきましては担当課で起案ということをしていただきますが、その金額も巨額に上るということもあり、副町長、町長の決裁が必ず必要になるものとなっております。</p> <p>以上でよろしいでしょうか。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>7番 (平野敏彦君)</p>	<p>7番。</p> <p>そういう決裁が必要だと。これは、そうすると常に町長は原資の把握をしているということなので理解をできるわけでありまして、何か事務処理上、安易に当初予算でも繰入金の財源が不足している分については入れる、出納整理期間になって、3月になって繰り越しが出てくれば戻し入れをする、こういう基金の運用というのは、私は、前にも言っているんですけども、非常に財政の不安定な要因の一つを生んでいるわけですよ。</p> <p>県の今の知事、三村申吾が知事になったときには、こういう形で県もやっていたと。大変な状態になっているのを基金を入れない予算を組むことによって健全な県の財政が確立してきたというのは、私は知事が講演した中で確認した事項なので。</p> <p>今まで見ますとこれが当たり前のような形で運用しているというのは、町長、この部分についてはやはりきちっとした町長の考えを持って財政の確立をしていくというのが私は大事だと思うんですけども、ここのところ、町長、ちょっと考えを示してください。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>平野議員がおっしゃるようであればいいんですけども、うちの財政は過去何年と、私の前々々から基金を、個人で言えば普通貯金を余ったら入れる、足りなくなったらおろすというような運用をしてやっているので、それを今、基金を積み立てた分、例えば10億円なら10億円を固定して、あとの4億円、5億円</p>

		<p>を一般会計に入れておけばそれはできるかもしれないけれども、できるだけ基金も多くしたいということで、財政でいろいろな部分で考えながら運用していると思うので、今の我が町の財政事情からいくと、基金を固定する部分にすると相当基金は減らさざるを得ないし、そういう部分で今の14億円、15億円の財政調整基金の中ではやはり使い勝手のいいように運用せざるを得ないのかなという気がして、今そういうふうにしております。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入全款についての質疑を終わります。</p> <p>次に、歳出1款議会費から6款農林水産業費までについての質疑を受けます。</p> <p>説明書11ページから22ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>15番、檜山 忠議員。</p>
質疑	<p>15番 (檜山 忠君)</p>	<p>15番、檜山です。</p> <p>11ページなんですけれども、2款総務費ということで、職員手当の関係がこのように大分マイナスになっているわけなんですけれども、これがどうしてここまでマイナスになって、努力した結果がここにマイナスになったのか、それとも予算が余り大きく見積もったから要するにこれが出てきたのか、そこら辺をちょっと教えていただけますか。</p>
答弁	<p>西館議長 総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>職員手当の件についてお答えいたします。</p> <p>先ほども提案理由の中で財政管財課長が説明しておりました。こちらは当初予算ということで、3月の段階で予算の可決をいただいております。その後、人事異動が4月に行われますので、その4月に行われた人事異動の結果に基づいて9月にこういう形で補正を行って、今の実情に合わせた補正を9月で行っているという形になっています。あくまでも人事異動に伴う補正になりま</p>

質疑	西館議長	す。以上になります。
	15番	15番。
	(檜山 忠君)	人事異動が行われた。じゃ人力的にはマイナス・プラスもなしで行われたので、こういう金額が出てきたのかどうか。ちょっと無理をかけているんじゃないかなという気もしないでもないんですけれども、どうなんですか。
答弁	西館議長	総務課長。
	総務課長	今度、個々の人数になりますけれども、個々の人数になると各款項目のところに人数が書いてございません。そちらは私どもでの給与費の総括表みたいなのがございます。そちらで総務費に関してみれば、総務課、会計課、まちづくり防災課の部分に関してみれば、補正前は38人でしたけれども、補正後は30人とかっていう個々の款目のところで人数は確認できておりますけれども、そのほかの部分、個々の款目のところに関してみれば、ちょっと見るものが、人数がわかるものが出ておりませんので、申しわけございません、ご了承いただきたいと思います。
	(泉山裕一君)	
答弁	西館議長	財政管財課長。
	財政管財課長	補足で説明したいと思います。
	(岡本啓一君)	全体的な給与費の補正の様子は、34ページに総括表が載っております。ここで全体的な金額を把握することができます。
		職員給与の補正につきましては、今回の補正では給与費と共済費の合計で2,853万3,000円の減額と。なぜならば、それは1人ずつの金額を切り捨てたとかということではなくて、積算の人数が補正前は143名の想定に対し今回の補正後精査したところ139名になったと、4名減になったということによるものでございます。以上です。
	西館議長	15番。

質疑	15番 (檜山 忠君)	わかりました。マイナスになる分には大変いいことですから、それはそれとして、たださっきも言ったように、それがマイナスになることによって職員の、何ですかね、いろいろやる気とかそれらに影響するようだとちょっと困るんじゃないかなと思うので、そこら辺をちょっと聞きたいと思いました。以上です。
	西館議長	ほかにございませんか。 7番、平野敏彦議員。
質疑	7番 (平野敏彦君)	私は、13ページの2款2項4目19節負担金補助及び交付金のところの洋光台団地分譲促進助成金484万7,000円、これについてお伺いいたします。 説明の資料43ページを見ますと、家を新築した場合の助成金交付制度、対象1件とありますけれども、これは確定したものかどうかお聞かせをいただきたいと思います。
	西館議長	政策推政策課長。
答弁	政策推進課長 (成田光寿君)	お答えいたします。 13ページの2款2項4目洋光台団地分譲促進費の洋光台団地定住促進助成金484万7,000円の件です。 こちらは、昨年12月、平成30年12月に売却済みであります。その土地を購入した方がこのたび住宅を建てて完成間近ということで、助成金分を今回予算補正したものでございます。 以上です。
	西館議長	7番。
質疑	7番 (平野敏彦君)	そうすると、去年やって、ことし建てて、今交付する、助成するんだということで、今年度はこういう売却しているとか来年につながる分というのはあるんですか。
	西館議長	政策推政策課長。
答弁	政策推進課長	今年度、今9月ですが、4月から9月にかけての売却分は実績

	(成田光寿君)	はございません。以上です。
	西館議長	よろしいですか、7番。
	(議員席)	ほかにございませんか。
	西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> なしと認め、歳出1款議会費から6款農林水産業費までについての質疑を終わります。
		次に、歳出7款商工費から12款公債費までについての質疑を受けます。
		説明書23ページから31ページになります。
		質疑ございませんか。
		14番、松林義光議員。
質疑	14番 (松林義光君)	24ページですけれども、提案理由の中にもありましたけれども、住吉町線改良舗装事業ですけれども、これは土地購入費と立木等の補償費、組み替えになっていますけれども、その内容と、この場所は、何路線で、どこになるのかお伺いいたします。
	西館議長	地域整備課長。
答弁	地域整備課長 (西館道幸君)	お答えいたします。 今回の予算の組み替えですけれども、説明にもありますように、先般、一般質問でありました古間木山地区緊急レスキュー道路の関係の予算であります。 当初予算のときにはまだ事業の中身が確定してなかったために、主に土地購入費がメインになるのかなということで予算をとっておりましたが、今般、詳細設計等が出て、用地補償費等も上がってきておりますので、それを精査した結果、今年度は立木補償の部分の事業費が多くなって、土地購入費につきましては少ない予算で済むという計画になったということで、組み替えることになりました。 用地補償費等につきましては、一般質問でもお話ししたとおり、住吉町、新たに計画しているレスキュー道路、住吉町線の東側の交差点付近の補償費、貸し家の補償費と土地の購入ということで計画しているものであります。以上です。

質疑	西館議長 14番 (松林義光君)	14番。 この活字を見て、幾ら考えても、住吉町の路線、改良舗装事業はどこなのかわからなかったんです。緊急搬送道路の整備事業とうたえばすぐわかるんですけども、それはそういうふうにうたわれないんですか。あくまでも町道住吉町線の改良舗装、緊急搬送道路とうたわれないんですか、そこを一つお伺いします。 それから、これは予算を組み替えしていますけれども、私のもし勘違いでなければ、9月ごろから用地買収に入りますと、多分地域整備課長がきのう答弁したような気がします。今の答弁は、先に立木等の補償をするんだと。確認です。きのうは、用地を令和元年度に行いますかと聞いたら、9月ごろから用地購入に入りますと、私は聞きました。ですから、私の聞き違いなのか、地域整備課長が私はそう言っていないということなのか、その2点お願いいたします。
答弁	西館議長 地域整備課長 (西館道幸君)	地域整備課長。 お答えいたします。 正式には、レスキュー道路というのは、国の防衛庁に補助申請するための名称ということで、レスキュー道路というわかりやすい名称を使っておりますけれども、実際にはあそこは新しい新規の町道住吉町線ということになるので、このような形で表記をさせていただきます。 先般、一般質問で、私の言葉足らずではありましたが、用地買収も含めて、補償費も含めて9月末ごろから始めるという意味で、ことしはたまたま補償費のほうが増えているという意味合いで答弁したつもりでありました。誤解を招いて大変失礼いたしました。
質疑	西館議長 14番 (松林義光君)	14番。 路線名はわかりました。 議会での発言は、私は重いと思っております。議事録を見れば

		<p>わかると思いますけれども、確かに9月末ですか、用地買収に入りますよと聞いたような気がします。</p> <p>となれば、もし用地買収に入るとすれば、予算が全然なくなる、この予算が一銭もないということになりませんか。</p>
答弁	西館議長	地域整備課長。
	地域整備課長 (西館道幸君)	<p>大変失礼いたしました。</p> <p>用地のほうを組み替えしましたけれども、用地費も幾らか残っておりますので、用地購入分は1件分見込んでの今回の補正ということになります。以上です。</p>
	西館議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>7番、平野敏彦議員。</p>
質疑	7番 (平野敏彦君)	<p>7番、平野です。</p> <p>私は、25ページ、9款消防費の非常備消防のところでお伺いいたします。</p> <p>ことしの春から非常に原野火災等が発生しましたけれども、消防の出動を見ますと全団が出動してきているなど。こんなに来なくても対応十分できるのにというのを何回か私は目にしました。この部分というのはちゃんとルールがあって全団出動ということになっているのか、誰が判断してそういう指示を出すのか。特に原野火災とかそういうのになれば、いろいろな意味で水の便が悪いかそういうのもあってそういう形になっているのか、このところを一つ説明をいただきたいと思います。</p> <p>それからもう1点、27ページの10款1項教育総務費の扶助費のところ、子育てのための施設等利用給付費とありますけれども、扶助費ですからそれなりの生活のレベルにある方が対象になるとは思いますけれども、この中身についてご説明をいただきたいと思います。</p> <p>それからもう1点、30ページの学校給食運営費、10款5項3目のところの施設管理業務委託料で315万7,000円入っていますけれども、これは給食のスタートする時点で予算計上できなかったのか、なぜ今なのか、ちゃんと設計がなされて供用開</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>まちづくり防災課長 (三村俊介)</p> <p>西館議長</p>	<p>始しているわけで、こういうものは当初から見込める部分じゃなかったかなと思うので、この点についてお聞かせをいただきたいと思います。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>それでは、1点目のご質問にお答えいたしたいと思います。 まず、火災の場合の区割りということでご質問がありました。これにつきましては、規則の中では管轄区域ということで各区域が示されて、規則上は示されております。実際に言いますと、建物火災の場合は基本的に全分団出動と、枯れ草につきましてはその管轄区域と、あと隣接した区域ということで、そちらの分団が出動することになっております。</p> <p>しかしながら、実際火災が起きた場合には全町に対して、事務局、まちづくり防災課で呼びかけしますので、その場合は、呼びかけていますので全分団が出動ということになっておりまして、実際問題、火災によっては軽微なもの場合は人員がいろいろあふれたりとかそういうことがあって、その場合、火災が起きた場合は本部を設けますので、そちらと、あと管轄する分団と、あと実際に出動した分団ということで、連絡をとり合ひまして、余剰が生じる場合は出動しなくてもいいよとか、そういう臨機に対応しながら今のところやっている状況でございます。</p> <p>ただ、それがいまいち周知されていない部分もあるかと思しますので、再度、団員もいろいろ新規加入者とか出てきておりますので、再度、分団にもその辺、区域を示すなり出動のその辺の方針を示すということで伝えていきたいと思っております。</p> <p>あと、水回りの件ということでご質問がありましたけれども、水に関しては、その火災があった場所の水利の状況とか、それは最初常備消防も出動しますので、その辺で状況を見ながら、場所によっては三沢市からとかいろいろ来ます。その消防で水利を確認した上で消防団と連携して行っているという状況になります。以上です。</p> <p>学務課長。</p>
-----------	---	---

<p>答弁</p>	<p>学務課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>それではお答えいたします。</p> <p>まず1点目の子育てのための施設等利用給付費ですが、こちらは幼児教育の無償化に伴って実施するものでございます。こちらは全ての、当課が担当しているのは旧制度での幼稚園ですけれども、全ての園児、3歳から5歳児、満5歳児ですけれども、子供たちを無料にするための金額になっております。所得制限とかというのは一切、今回の制度ではございませんので、全ての子供ということでご理解いただきたいと思えます。</p> <p>続きまして、給食施設の業務管理委託ですが、確かにこちらは当初から見込めていたんですが、当初予算編成のときに、こちらは実際には排水施設の汚泥くみ取りとかという業務等になりますが、またあともう1個は、冬休みを予定しておりましたが、設備、調理器具等の大きな機械を全て分解清掃する予算でございまして、こちらはその時期を見計らって補正するというので、1点目ですね、あと1個、厨房機器は昨年度までは業者が1年間の保守委託部分は持っていただけの予算でしたので、当初では盛らなかったんですが、確かに落としていたと言われればそれまでなんですが、実際にこういった保守点検、年に1回のオーバーホールは必要だろうということで今予算を計上させていただいて、対応していきたいということで予算計上したものでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長 7番 (平野敏彦君)</p>	<p>7番。</p> <p>消防の部分については、私は、いろいろな意味で安心安全を守るためには大変重要な職務ですから理解できますけれども、ただ枯れ草とか山野火災の現場を見ますと、車が行ってもその現場に入っていけない、周辺に逆に交通渋滞を起こすような形で行くわけですから、やはりそういうのはもう少し現場把握と、さっき言った管轄、区域をちゃんと設定したらまずそこが初期出動して、次にはその次の段階という形で放送システムをちゃんと確立すればいいんじゃないかなと私は思うんですけども、何かほとんどガードマンが、警備が放送しているようですから、そういうものからいったらやはりちゃんとしたマニュアルをガードマンにやって、この場合はここ、ここ、ここというふうなものを、1</p>

答弁		<p>回目の放送はこうするというのを確立したほうが私は効率的な意味で消防活動ができるんじゃないかということで提案をしておきます。</p> <p>あと教育委員会のほうは、3歳、5歳の部分の、ただ私はこの施設利用等ということでちょっとひっかかったもんですから、この表現の仕方がですね、わかりました。</p> <p>それとあと、こういうのは業者がサービスする部分と、それこそ1年間はいろいろな意味でサービス部分、それから次からは自前というふうな、こういうのはやはり最初から計上したほうがよかったんじゃないかなと思いますけれども、了解しました。</p> <p>消防のところだけ1点、お願いします。</p>
	西館議長	まちづくり防災課長。
	まちづくり防災課長 (三村俊介)	<p>消防の火災の件でご意見をいただきました。</p> <p>これにつきましては、これから分団と幹部会議等で伝えるなり協議するなりして、放送の内容ですとかあるいはいろいろな、例えば建物、枯れ草といった火災の出動体制とかその辺も総合的にまた話をして、いい方向に進めていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
	西館議長 (議員席)	ほかにございませんか。 **なしの声**
西館議長	<p>なしと認め、歳出7款商工費から12款公債費までについての質疑を終わります。</p> <p>次に、給与費明細書、継続費に関する調書及び地方債に関する調書についての質疑を受けます。</p> <p>説明書33ページから40ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p>	
(議員席)	**なしの声**	
西館議長	<p>なしと認め、給与費明細書、継続費に関する調書、地方債に関する調書についての質疑を終わります。</p> <p>次に、第2表、継続費及び第3表、地方債補正についての質疑を受けます。</p> <p>議案書39ページから40ページになります。</p>	

当局の説明	(議員席) 西館議長	<p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、第2表及び第3表についての質疑を終わります。 以上で本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。 討論ありませんか。</p>
	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第64号について採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	西館議長	<p>次に、日程第10、議案第65号、令和元年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。 環境保健課長。</p>
	環境保健課長 (柏崎勝徳君)	<p>それでは、議案第65号についてご説明申し上げます。 議案書の41ページから43ページ、別冊特別会計補正予算に関する説明書1ページから8ページになります。</p> <p>本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ1,355万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億9,474万8,000円とするものであります。</p> <p>歳出の主な内容につきましては、平成30年度の事業実績により、保険給付費等交付金の県への返還金を計上するものであります。</p> <p>歳入の主な内容につきましては、収入見込みにより国民健康保険税を増額するほか、平成30年度決算に伴う前年度繰越金を計上する一方、歳入歳出財源調整により国民健康保険事業基金繰入金を減額するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

当局の説明	西館議長	説明が終わりました。 これから、第1表、歳入歳出予算補正のうち歳入歳出全款についての質疑を行います。 質疑は事項別明細書により行います。 特別会計補正予算に関する説明書3ページから8ページになります。給与費明細書も含めます。 質疑ございませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	なしと認め、以上で本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。 討論ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第65号について採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	西館議長	日程第11、議案第66号、令和元年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 学務課長。
	学務課長 (柏崎和紀君)	それでは、議案第66号についてご説明申し上げます。 議案書の44ページから46ページ、補正予算に関する説明書の9ページから12ページになります。 本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ413万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,604万4,000円とするものであります。 その内容について申し上げますと、歳出については、貸付金額の確定により貸付金588万円を減額し、貸付金収入が貸付金を上回る見込みにより積立金を174万3,000円増額するもの

		<p>であります。</p> <p>一方、歳入におきましては、同じく貸付金額の確定により基金繰入金を433万9,000円減額するものです。</p> <p>このほか、平成30年度の当該会計の決算剰余金が発生することから、前年度繰越金を21万1,000円増額するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから、第1表、歳入歳出予算補正のうち歳入歳出全款についての質疑を行います。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>説明書11ページから12ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>7番、平野敏彦議員。</p>
質疑	7番 (平野敏彦君)	<p>12ページのところですけれども、貸付金が588万円減額になりました。これは当初どのぐらい見込んであったのか。今年度で貸し付けしたのが何名で、大学、高校、その明細をお知らせいただきたいと思います。</p>
答弁	西館議長 学務課長 (柏崎和紀君)	<p>学務課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>本年度見込んでいた金額は総額で720万円、人数では大学・大学院10名、短大・高専等6名、高校2名以内、それぞれ以内ということで見込んでおりました。</p> <p>実際には、大学院1名、大学1名、短大1名、途中でさらに大学1名が辞退して3名です。当初は4名だったんですが、大学が1名辞退したので大学1名ということで、全てで3名の方が奨学金の対象者ということになっております。以上です。</p>
質疑	西館議長 7番 (平野敏彦君)	<p>7番。</p> <p>720万円を見込んで10人、16人、18人分の枠をとってあって、申し込みしたのが3人というのは、借り入れするほうの</p>

		<p>要求する、望む金額に達しているのか、金額が少ないから応募者がなかったのか。それとも、奨学金というのは、少子化になって、余り必要としなくなってきているのか。</p> <p>私は、高校、中学校、いろいろな形でいま一度、町の奨学金のPR、そういうものもすべきだと思うんですけども、当初計画した額からたった3人しかないというのは、原因はどのような要因があるのか、家庭的なのか。</p> <p>それと、このPRの仕方がどうなっているのか、この2点お聞かせいただきたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>学務課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>それではお答えいたします。</p> <p>まず理由についてですが、結構内々に質問とか奨学金について問い合わせ等は来んですが、最終的に、日本学生支援機構でも奨学金を同じくやっているんですが、そちらが予約制で、そちらが受けられれば町のほうはいいやといった方が何名かことしもいらっしゃいました。これは例年です。また、最近、高校の無償化、あるいは大学も来年度、もし間違っていたら申しわけありませんが、所得によっては大学も無償化になるということで、だんだんとそういった金銭面等の部分ではかなり手厚く国の制度がなっている部分もあるのかとは感じております。</p> <p>そしてまた、PRの方法ですが、昨年、その前までは広報で、申し込み時期に広報紙、あとはホームページで実際に申し込みをやりますということでの告知だけだったんですが、昨年度から中学校3年生全てに学校を通して奨学金制度のチラシを配布させていただいております。また、改めて今年度、その申し込み時期とは関係なくPRをするように、広報紙やホームページに載せるということで今検討している状況でございます。以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>7番 (平野敏彦君)</p>	<p>7番。</p> <p>育英基金の場合はそれだけの制度の趣旨もちゃんとありますし、私ちょっと一考を要するというのは、例えばスポーツをやっている子供が、県の強化選手とか、それから地区の、東北地区と</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p>	<p>かそれから全国の強化選手に指定されたり選出されたときに、非常に遠征とかそういうものの負担が個人になっているもんですから、父兄が大変だという声を耳にします。学業とまたスポーツは違うわけですがけれども、子供の将来的な部分を考えたとき、私は一考を要するんじゃないかなという感じを受けたんですけれども、今のままでいきますと高校は無償化になって余り負担を要しない、大学も改善されていくだろうということになれば、おのずと奨学金を利用する子供が減っていくんじゃないかと。</p> <p>私は、内部の資金的な部分もあると思いますけれども、いま一度、町を代表するスポーツ選手とかそういうのがもし希望するのであれば、この基金の活用というのも検討してもらえないのか、ここをお聞かせいただきたいと思います。</p>
	<p>教育委員会教育長 (松林義一君)</p>	<p>教育長。</p> <p>今、議員ご指摘のお話は、私も昔学校にいたときは感じていたものであります。各部活で一生懸命頑張って県大会、東北大会に出たとしても、教員の引率旅費は県から支給されますので、これは大丈夫なわけですがけれども、選手個人の交通費等は自己負担が原則でありますので、非常に保護者に負担をかけてきたことを考えると、非常に気持ちはよくわかります。</p> <p>ただ、今問題になっている奨学資金となると、これはあくまでも将来学校に入っているいろいろな勉強したいがための制度でありますので、そういう子供たちが、スポーツもして勉強もして、そのために高校に行ったり大学に行きたいというのであれば、これは当然考えてあげなければならないことではあります。それにしても制度としてきちんと確立してからでないと、なかなか難しいなということは感じております。</p> <p>気持ちを受け取って、これにかかわらず、いろいろなところで学校ともいろいろ相談はしていきたいと思いますが、現時点ではちょっと難しいなということをお話しさせていただきます。</p> <p>以上であります。</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>

当局の説明	西館議長	なしと認め、以上で本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。 討論ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第66号について採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 ここで、15分間休憩いたします。 (休憩 午後2時32分)
	西館議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (再開 午後2時50分)
	西館議長	次に、日程第12、議案第67号、令和元年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。
	地域整備課長 (西館道幸君)	議案第67号についてご説明申し上げます。 議案書の47ページから50ページ、別冊の事項別明細書の13ページから22ページをごらんください。 本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ209万8,000円を追加し、予算の総額を10億6,183万7,000円とするものであります。 その主な内容につきましては、歳出では、給与、職員手当等及び共済費並びに汚水ます設置工事費を増額し、歳入では、平成30年度決算の確定による前年度繰越金と流域下水道維持管理負担金の精算に伴う還付金を追加計上し、一般会計繰入金を減額するものであります。 以上で説明を終わります。
	西館議長	説明が終わりました。

<p>当局の説明</p>	<p>(議員席) 西館議長</p>	<p>これから、第1表、歳入歳出予算補正のうち歳入歳出全款についての質疑を行います。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>説明書15ページから21ページになります。</p> <p>給与費明細書、地方債に関する調書も含めます。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>(議員席) 西館議長</p>	<p>なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。</p> <p>次に、第2表、地方債補正についての質疑を行います。</p> <p>議案書50ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>(議員席) 西館議長</p>	<p>なしと認め、第2表についての質疑を終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>(議員席) 西館議長</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第67号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>(議員席) 西館議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>西館議長</p> <p>地域整備課長 (西館道幸君)</p>	<p>次に、日程第13、議案第68号、令和元年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p> <p>議案第68号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の51ページから53ページ、別冊の事項別明細書の23ページから28ページをごらんください。</p> <p>本案は、既定予算の総額から歳入歳出それぞれ246万5,0</p>

		<p>00円を減額し、予算の総額を1億5,430万円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では、給与、職員手当等及び共済費を減額し、歳入では、平成30年度決算の確定による前年度繰越金を追加計上し、一般会計からの繰入金を減額するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	西館議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、第1表、歳入歳出予算補正のうち歳入歳出全款についての質疑を行います。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>説明書25ページから28ページになります。</p> <p>給与費明細書も含めます。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長	<p>なしと認め、以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第68号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	西館議長	<p>次に、日程第14、議案第69号、令和元年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>介護福祉課長。</p>
当局の説明	介護福祉課長 (田中淳也君)	<p>議案第69号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の54ページから56ページ、別冊の特別会計補正予算</p>

		<p>に関する説明書 29 ページから 40 ページになります。</p> <p>本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,049 万 5,000 円を追加し、予算の総額を 23 億 6,714 万 4,000 円とするものです。</p> <p>その主な内容であります。歳出では、平成 30 年度実績により介護給付費等の国・県への返還金及び一般会計繰出金を増額するものであります。一方、歳入では、平成 30 年度決算に伴い、前年度繰越金を増額するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから、第 1 表、歳入歳出予算補正のうち歳入歳出全款についての質疑を行います。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>説明書 31 ページから 40 ページになります。</p> <p>給与費明細書、地方債に関する調書も含めます。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>7 番、平野敏彦議員。</p>
質疑	7 番 (平野敏彦君)	<p>1 点だけお伺いいたします。</p> <p>31 ページの歳入 3 款国庫支出金の地域支援事業交付金、この過年度分というのは前年度の、ここの 53 万 8,000 円、この中身を説明いただきたいと思えます。</p>
答弁	西館議長 介護福祉課長 (田中淳也君)	<p>介護福祉課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>地域支援事業交付金過年度分についてであります。</p> <p>これについては、平成 30 年度の事業費に対する不足分の歳入でありまして、内訳は、事業費が、失礼しました、交付金の額が 1,610 万 8,420 円に對しまして実績の額が 1,664 万 32 円でありまして、その差額の 53 万 8,612 円が前年度実績の追加交付ということになります。以上です。</p>
	西館議長	ほかにございませんか。

当局の説明	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、以上で本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。 討論ありませんか。</p>
	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第69号について採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	西館議長	<p>次に、日程第15、議案第70号、令和元年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 環境保健課長。</p>
	環境保健課長 (柏崎勝徳君)	<p>それでは、議案第70号についてご説明申し上げます。 議案書の57ページから59ページ、別冊特別会計補正予算に関する説明書41ページから44ページになります。 本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ1,122万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,888万1,000円とするものであります。 その内容につきましては、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金及び一般会計繰出金を増額し、歳入では、収入見込みにより特別徴収保険料を増額するほか、平成30年度決算に伴う前年度繰越金を計上するものであります。 以上で説明を終わります。</p>
	西館議長	<p>説明が終わりました。 これから、第1表、歳入歳出予算補正のうち歳入歳出全款についての質疑を行います。 質疑は事項別明細書により行います。</p>

当局の説明	(議員席) 西館議長	<p>説明書43ページから44ページになります。 質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、以上で本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。 討論ありませんか。</p>
	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第70号について採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	西館議長	<p>次に、日程第16、議案第71号、令和元年度おいらせ町病院 事業会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 病院事務長。</p>
	病院事務長 (田中貴重君)	<p>それでは、議案第71号についてご説明申し上げます。 議案書の60ページから61ページ、別冊の事項別明細書の4 5ページから48ページになります。 本案は、収益的収入及び支出の既決予定額から175万2,0 00円を減額し、予算の総額を9億7,814万8,000円と するものであります。 その主な内容につきましては、収益的支出では、看護師及び医 療技師2名ずつ、育児休業による減員、事務職員1名の給与費の 調整により人件費175万2,000円を減額し、収益的収入で は、外来患者の減少を見込み、外来収入を175万2,000円 減額するものであります。 資本的支出では、医療機器・備品購入費110万9,000円 を追加し、資本的収入の不足額につきましては当年度分損益勘定 留保資金409万3,000円を充当するものであります。 説明は以上であります。</p>

	西館議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>本案については、説明書と議案書により一括で質疑を行います。</p> <p>説明書45ページから50ページ、給与費明細書も含めます。議案書60ページから61ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>7番、平野敏彦議員。</p>
質疑	7番 (平野敏彦君)	<p>事項別明細書の45ページと、あわせて議案書の60ページ、61ページに絡んで質問いたします。</p> <p>これでは外来収益で175万2,000円減になっていますけれども、今9月ですけれども、8月末か、入院患者数と外来患者数がどのように推移しているのか、もし把握してあったらお聞かせをいただきたいと思います。</p> <p>前年度の数値がもしわかっているのであれば、同時期の比較もお聞かせいただければと思います。</p>
答弁	西館議長 病院事務長 (田中貴重君)	<p>病院事務長。</p> <p>それでは、平野議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>7月までの実績により補正したわけなんですけれども、平成30年度の実績であります。入院患者5,899人に対して本年度6,330人、431人の増であります。外来患者、昨年度、平成30年、1万644人に対し本年度1万288人、マイナス356人が減少しております。以上であります。</p>
質疑	西館議長 7番 (平野敏彦君)	<p>答弁漏れなかったですか、いいですか。7番。</p> <p>入院はふえている、外来は減っているということで把握しましたけれども、収益的な金額というのがもしわかっただら、入院、外来どのぐらいになっていて、前年度とどのぐらいの差額になっているのかも一つお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>それからもう1点ですけれども、病院の診療体制ですけれど</p>

	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>も、午後休診というのが病院の8月のお知らせを見ますとあるわけで、やはり今の赤字が続いてきている状況を打破するには、今の診療体制で解消できるのか、私ちょっと疑問を感じていますので、この辺、開設者町長からのこれからの見込み、診療体制を検討し直すのか、開設者としての考え方をお聞きしたいと思います。以上です。</p> <p>町長。</p> <p>開設者として責任は痛感しております。ただ、私の下というんですか、同等の立場に院長がいるわけですし、院長にはできるだけ患者をふやすように、先生方の対応を、患者目線に立った対応をしてほしいというのは要望しておりますけれども、余り強く、いつも言うことですがけれども、余り強く言えない部分があって、痛しかゆしの部分があります。</p> <p>しかし、前任者をけなすつもりも批判するつもりもないんですけども、退職していった部分で、あと1年残して退職したということですね。今の田中事務長に相当期待して、頑張ってもらいたいなど要望したところ、3カ月、4カ月の部分で大変回復している部分があるし、またいろいろなアイデアも持っているようですから、そういう部分を含めて期待しているところでありますので、ことし1年、まず様子を見させてください。それからまた考えますので、よろしくお願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>病院事務長 (田中貴重君)</p>	<p>病院事務長。</p> <p>平野議員から3点ご質問をいただきました。</p> <p>それでは、昨年度の実績の比較を申し上げます。</p> <p>まず入院収益でございます。本年1億7,659万8,000円、昨年度が1億6,224万円で、前年に比べて110.2%の増であります。</p> <p>外来収益、本年度6億6,125万円であります。昨年度6億5,049万5,000円で101%の増でございます。</p> <p>そのほかもろもろありまして、収益の合計として2億4,959万1,000円、昨年度2億3,225万2,000円で10</p>

		<p>7.5%の増となっております。収益から費用を差し引きまして、昨年は現時点で564万6,000円の欠損でございましたけれども、今のところ7月までに587万円が収益として上がっております。</p> <p>病院といたしましては、予算案は病院の目標だと思っておりますので、昨年度の実績に対比するというのではなく、予算案を目標にしながら、また平成27年度の収益が上がっているときを目標に、前年ではなくて、そういう結果が出た年を目標として取り組んでまいりたいと思っております。</p> <p>それと、2点目の診療体制につきましては、今、午後の休診ということでお話がありましたけれども、確かにこれまでは火曜日、水曜日に手術等がございました。ただし現在は、回診、往診ということで、毎年、件数、人数がふえております。病院の取り組みといたしましては、アプローチといたしまして、今、健診、あとは保健衛生の拡充ということを考えておりまして、11月から新しい協力病院として嘱託医を派遣するとかそういうことも取り組んでおりますし、また広告とか院内のチラシ、先ほど平野議員が見ましたチラシとか、あとは診療予定表をお配りしながら広告の拡充をしてまいりたいと思っております。</p> <p>それと、これはまだ確定ではございませんけれども、新たな非常勤医師を入れながら診療科の拡充を図ってまいりたいと思っておりますし、また病院は消防との関係も強いところがございますので、救急隊との情報交換等もしながら、現状を把握しながら病院運営をしていければと考えております。</p> <p>よって、午後の診療については、今現在すぐに変えるということとはございませんけれども、新たなものを取り入れながら、保健衛生、あとは回診、往診ということもふやしながら取り組んでいけたらと考えているところでございます。以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>7番 (平野敏彦君)</p>	<p>7番。</p> <p>1点、提案をしておきたいと思います。</p> <p>今の医師の中に産業医の資格を持っている医師がいれば、私は企業健診を積極的に取り入れすべきだと思っております。何か見ますと余り企業の健診がおいらせ病院には行ってないなど、お</p>

		<p>いらせの事業所も結構あるわけですから。たしか、午後休診したり何かしているわけですから、朝30分も早く受け付けをして企業健診を積極的に取り入れることによって、今の成績も順調にきていますから、さらに上積みができるんじゃないかということで、事務長には期待をして。</p> <p>答弁は要りません、提案だけです。</p>
	西館議長 (議員席)	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長 (議員席)	<p>なしと認め、以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長 (議員席)	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第71号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程終了の告知	西館議長	<p>これで、本日の日程は全て終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を閉じます。</p>
次回日程の報告	西館議長	<p>明後日、12日木曜日は、午前10時から決算特別委員会を開き、付託された議案の審査をお願いします。</p>
散会宣告	西館議長	<p>本日はこれで散会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(散会時刻 午後 3時13分)</p>
	事務局長 (小向正志君)	<p>修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。</p>